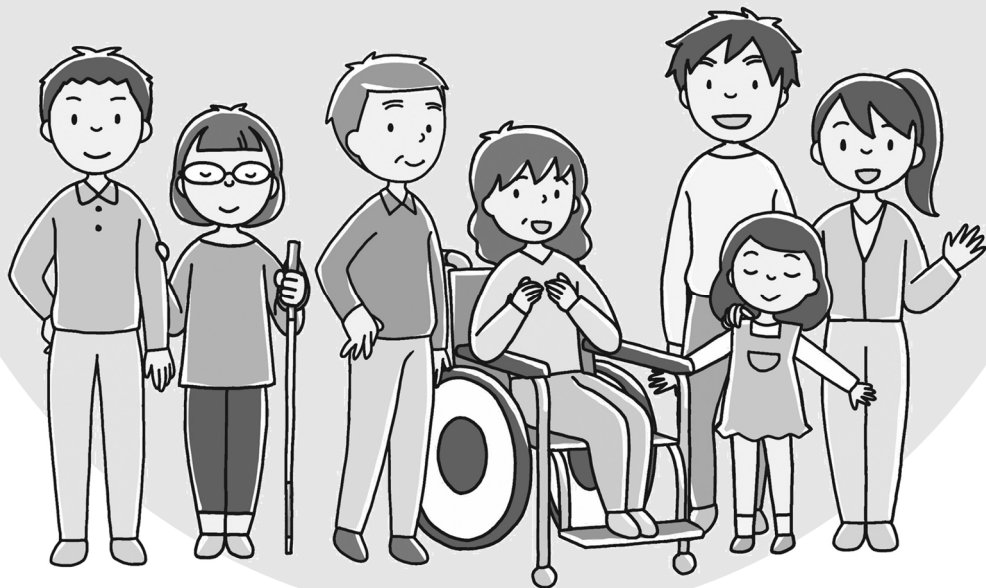


刈谷市障害者計画

【令和6年度～令和11年度】

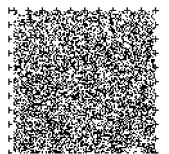
第7期刈谷市障害福祉計画・ 第3期刈谷市障害児福祉計画

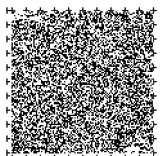
【令和6年度～令和8年度】



視覚に障害のある方もご利用いただけるように「音声コード(Uni-Voice:ユニボイス)」を付けました。スマートフォン等で専用アプリをダウンロードし、コードを読み取ることで、自動で文章を読み上げます。

※Uni-VoiceはUni-Voice事業企画株式会社の登録商標です。





は じ め に



本市では、平成30年3月に「刈谷市障害者計画」を、令和3年3月に「第6期刈谷市障害福祉計画・第2期刈谷市障害児福祉計画」を策定し、障害者施策の総合的、計画的な推進を図ってまいりました。

国においては、第5次障害者基本計画の基本理念において、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」することを定めるとともに、関係法令の整備を進め、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止をはじめ、各種政策を推進しているところであります。

こうした国の動向を踏まえ、このたび本市では、障害のあるなしにかかわらず、地域や家庭で普通の暮らしができる社会をめざす「ノーマライゼーション」の基本理念を前計画から継承し、「刈谷市障害者計画・第7期刈谷市障害福祉計画・第3期刈谷市障害児福祉計画」を策定いたしました。

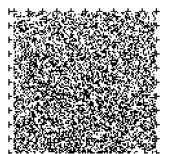
この計画は、基本理念を実現するための目標や重点課題等、本市における障害者施策の方向性を明らかにするとともに、障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等の見込み量を明らかにし、サービス提供体制の計画的な整備を図ることを目的としています。

今後は、本計画のもと、障害者施策のさらなる推進に取り組んでまいりますので、市民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただきました皆さまに心からお礼申し上げます。

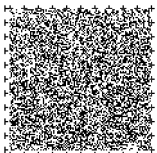
令和6年3月

刈谷市長 稲垣 武

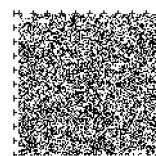


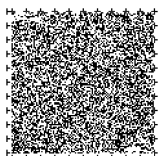
目次

第1部 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の性格	6
3 計画の期間	7
第2部 刈谷市障害者計画	9
第1章 障害のある人等の状況	10
1 人口構造の状況	10
2 障害のある人等の状況	11
3 当事者へのアンケートについて	17
4 当事者団体等へのヒアリング調査について	29
第2章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	33
2 基本目標	33
3 施策の重点課題	34
4 施策の体系	36
第3章 施策の展開	37
基本目標1 暮らしの基盤づくり	38
基本目標2 自立と社会参加の基盤づくり	50
基本目標3 人にやさしいまちづくり	60
第3部 第7期刈谷市障害福祉計画 第3期刈谷市障害児福祉計画	69
第1章 サービス利用の状況	70
1 障害福祉サービス等の提供状況	70
2 地域生活支援事業の利用状況	75
3 障害児通所支援等の利用状況	77
4 市内事業所の状況	79
第2章 成果目標の設定	80
1 国の成果目標	80
2 本市の成果目標	82



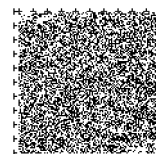
第3章 障害福祉サービス等の見込み	91
1 障害福祉サービスの見込み	91
2 地域生活支援事業の見込み	96
3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み	103
第4部 計画の推進体制	105
1 計画の広報・周知	106
2 計画の推進	106
3 計画の進捗管理	108
資料編	109
1 策定経過	110
2 懇話会	111
3 用語解説	114





第1部

計画の概要



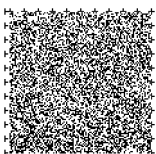
1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の趣旨

国では、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向けて、平成23年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定、平成24年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法からの改称、障害者総合支援法）」の一部改正、平成25年の「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の一部改正等、国内の法整備が進められ、平成26年に同条約を批准しました。その後も「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正・施行等により障害者福祉の向上のための法整備が進んでいます。また、令和3年5月の「障害者差別解消法」の一部改正により、令和6年4月から民間事業者による“合理的配慮”の提供が義務化され、さらに、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」では障害のある人による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進すること等が規定されるなど、近年においても大きな動きがみられます。

このような中、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。計画の基本理念には、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある人が自らの能力を最大限発揮して自己実現できるように支援するとともに、社会参加を制約する社会的な障壁を除去するために政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めています。

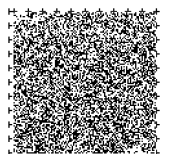
刈谷市（以下、「本市」という）では、平成30年3月「刈谷市障害者計画」、令和3年3月に「第6期刈谷市障害福祉計画・第2期刈谷市障害児福祉計画」を策定し、様々な障害者施策を推進してきました。近年では、肢体不自由児向けの特別支援学校の開校、地域生活支援拠点の運用開始、日中サービス支援型を含むグループホームへの支援、手話は言語であることへの理解を広め、普及を図るための手話言語条例の制定等、障害のある人が安心して暮らし続けられる環境の整備に取り組んできました。この度、各計画の計画期間が令和5年度に終了することから、社会情勢、国の動向、これまでの本市の取組や障害のある人のニーズを踏まえ、令和6年度を初年度とする「刈谷市障害者計画・第7期刈谷市障害福祉計画・第3期刈谷市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という）を一体的に策定します。



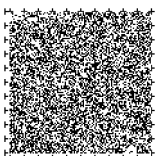
(2) 障害のある人に関連する各種制度・法律等の動向

■国と刈谷市の動き

	国の主な流れ	概要	刈谷市の計画
H18	障害者自立支援法施行	自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。応益負担によるサービス費用の一部が自己負担となる。	刈谷市障害福祉計画
H19	学校教育法改正 障害者権利条約署名	特別支援教育が始まる。 障害者の権利条約の締結に向けた取組が始まる。	
H20	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用納付金制度の適用対象範囲が拡大される。	刈谷市障害者計画
H21	障害者制度改革	「障がい者制度改革推進会議」が開催される。	
H22	障害者自立支援法の一部改正	利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が盛り込まれる。	第2期刈谷市障害福祉計画
H23	障害者虐待防止法成立 障害者基本法の一部改正	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務が定められる。 目的規定や障害者の定義等が見直される。	
H24	障害者優先調達推進法成立 障害者総合支援法成立	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。 「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や、障害者の範囲の拡大等が定められる。	第3期刈谷市障害福祉計画
H25	障害者差別解消法成立	差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等が定められる。	
H26	障害者権利条約批准 難病の患者に対する医療等に関する法律成立	「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成26年2月19日より国内において効力が生じる。 難病患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度とすること等を定め、医療費助成対象疾病が拡大される。	刈谷市障害者計画
H27	障害者差別解消法基本方針の閣議決定	「障害者差別解消法」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方が示される。	
H28	障害者雇用促進法の一部改正 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務化される。 障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進める。	第4期刈谷市障害福祉計画



	国の主な流れ	概要	刈谷市の計画
H28	発達障害者支援法の一部改正	教育場面における個別支援計画の作成やいじめ防止、国を主体とする就労支援、家族等への支援、協議会の設置等が定められる。	
H29			
H30	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律成立	障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術作品等の発表の機会の確保等が定められる。	第5期刈谷市障害福祉計画 第1期刈谷市障害児福祉計画
	ユニバーサル社会実現推進法成立	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に進める。	
R1	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律成立	国や自治体に、視覚障害者等の読書環境を整備する責務が定められる。	刈谷市障害者計画
	障害者雇用促進法の一部改正	「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給等が定められる。	
R2			
R3	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律成立	国や地方自治体に医療的ケア児及びその家族の支援を行う責務が定められる。	第6期刈谷市障害福祉計画 第2期刈谷市障害児福祉計画
	障害者差別解消法の一部改正	事業者による障害者への合理的な配慮の提供を義務化、国や地方公共団体の連携協力の責務の追加、差別を解消するための支援措置の強化等が定められる。	
R4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法成立	障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する。	
	こども基本法成立	令和5年4月の「こども家庭庁」の設置とともに施行され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて子ども施策を総合的に推進する。	
	障害者総合支援法の一部改正	障害者等の地域生活や就労の支援の充実や、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの整備を進める。	
R5			

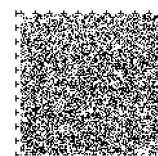


(3) SDGsとの関係

平成 27 年の国連サミットにおいて、SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。SDGsとは、令和 12 年までに持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざす国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

障害者施策を進める上でもSDGsの視点を踏まえて取組を進めていくことが重要です。本計画においても、SDGsの掲げる目標の実現に向け、施策の展開を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



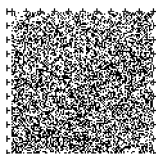
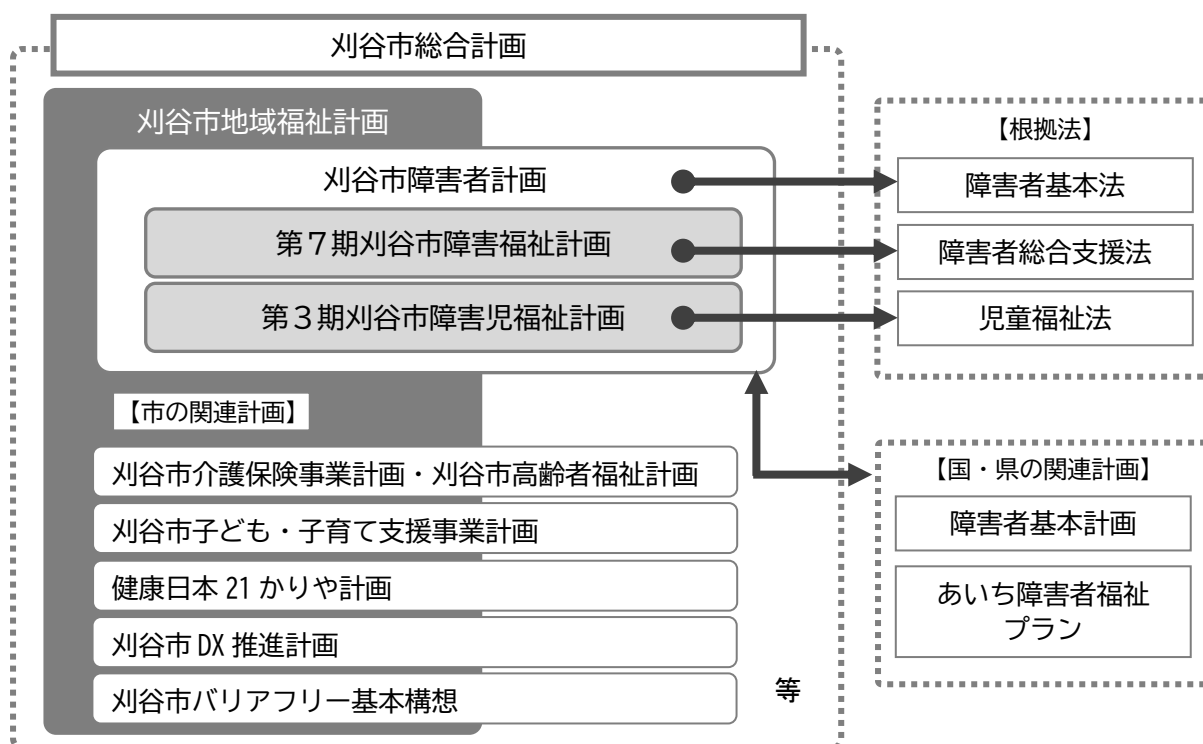
2 計画の性格

「刈谷市障害者計画」は障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」で、本市における障害者施策の基本的な考え方を明らかにし、障害者施策の総合的な推進をめざすものです。また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第 9 条第 1 項の規定の趣旨も踏まえ策定します。

また、「第 7 期刈谷市障害福祉計画・第 3 期刈谷市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」で、計画期間各年度の障害福祉サービス等の見込み量や提供体制を定めるものです。

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画（第 5 次）」及び愛知県の「あいち障害者福祉プラン」等の内容を踏まえて策定します。また、本市の最上位計画である「刈谷市総合計画」、福祉分野の上位計画である「刈谷市地域福祉計画」のほか、関連計画等と整合を図ります。

■計画の関連イメージ

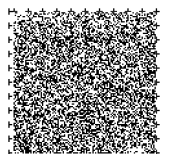


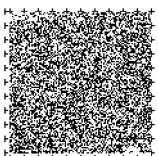
3 計画の期間

「刈谷市障害者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期刈谷市障害福祉計画」「第3期刈谷市障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要がある際は柔軟に対応します。

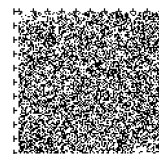
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
			刈谷市障害者計画							
第6期刈谷市障害福祉計画 第2期刈谷市障害児福祉計画			第7期刈谷市障害福祉計画 第3期刈谷市障害児福祉計画			第8期刈谷市障害福祉計画 第4期刈谷市障害児福祉計画				





第2部

刈谷市障害者計画



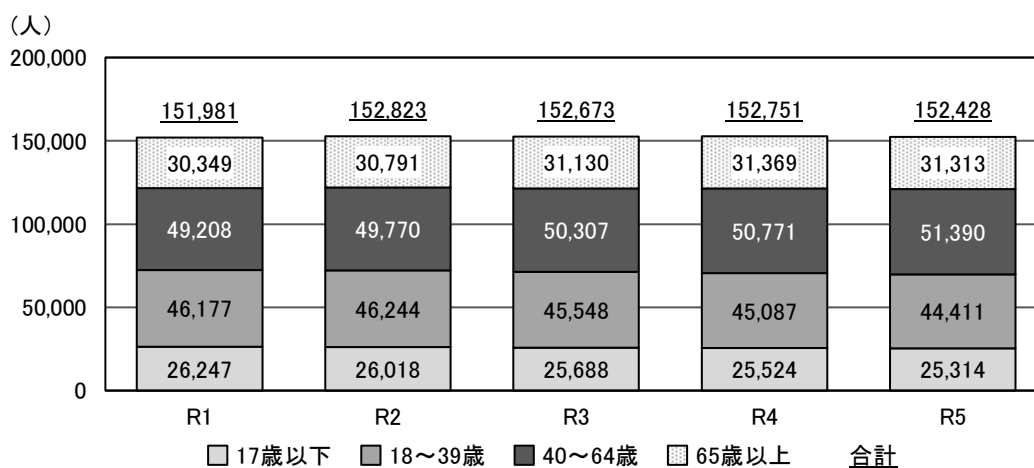
第1章 障害のある人等の状況

1 人口構造の状況

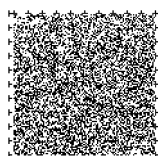
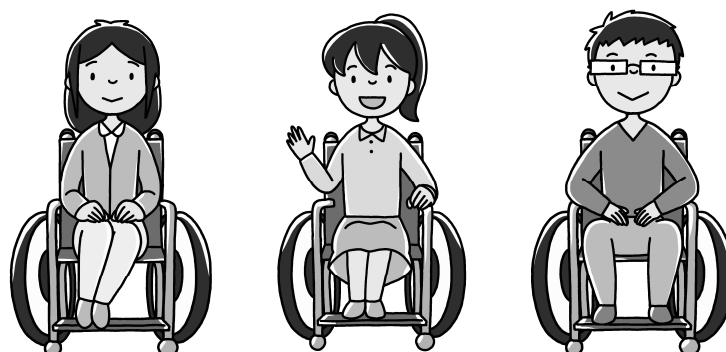
○本市の総人口は、令和5年4月1日現在で152,428人となっており、増減を繰り返しながら微減傾向で推移しています。

○年齢4区分別人口で見ると、令和5年4月1日現在で17歳以下が25,314人、18～39歳が44,411人、40～64歳が51,390人、65歳以上が31,313人となっており、40～64歳、65歳以上で増加傾向で推移しています。

■年齢4区分別人口の推移（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳



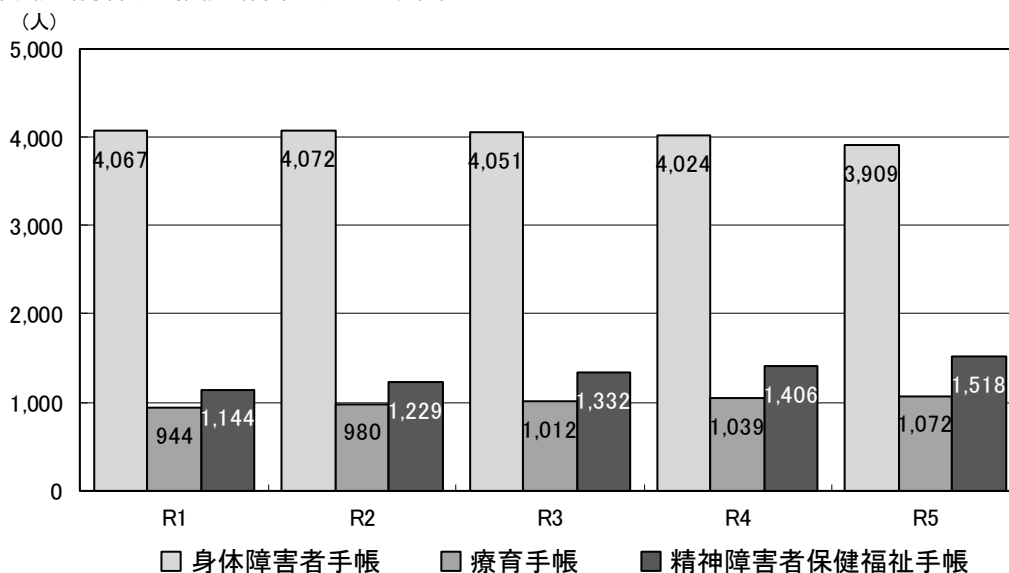
2 障害のある人等の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

○本市の障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で身体障害者手帳所持者 3,909 人、療育手帳所持者 1,072 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 1,518 人となっています。身体障害者手帳は市民の 39 人に 1 人、療育手帳は 142 人に 1 人、精神障害者保健福祉手帳は 100 人に 1 人が所持している状況です。

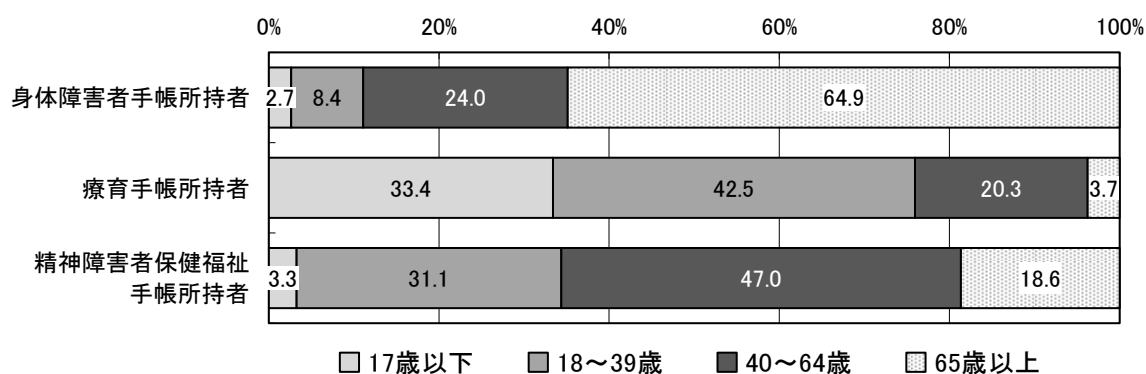
○令和5年4月1日現在の手帳種別年齢層別構成比は、身体障害者手帳は 65 歳以上、療育手帳は 18～39 歳、精神障害者保健福祉手帳は 40～64 歳が、それぞれ最も割合が高くなっています。

■障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



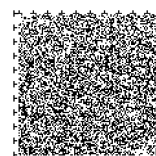
資料：福祉総務課

■手帳種別年齢層別構成比（令和5年4月1日現在）



※グラフ中の「%」は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

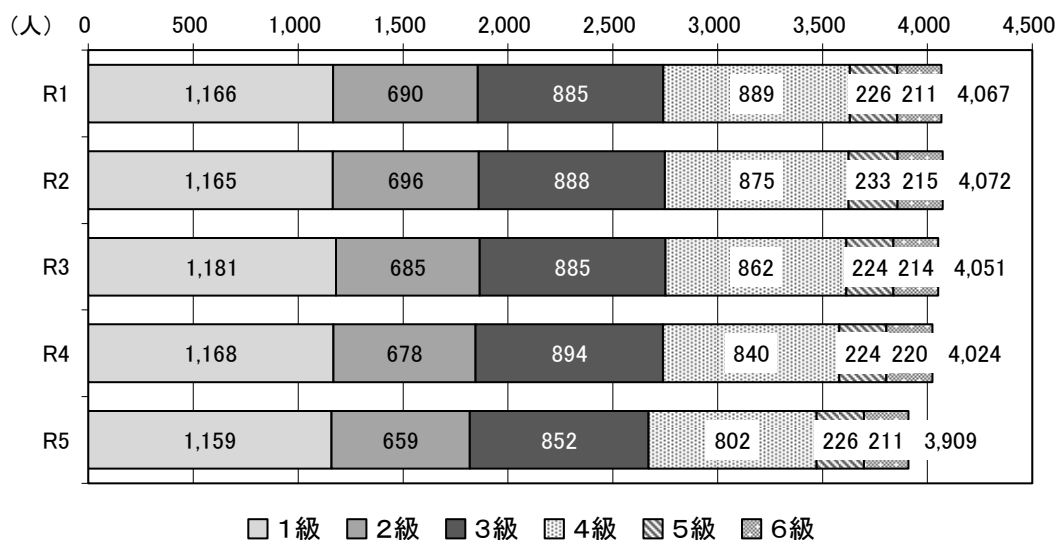
資料：福祉総務課



① 身体障害者

- 身体障害者手帳所持者数の推移をみると、6級の手帳所持者数が増加傾向にあります。
- 種類別では、令和5年4月1日現在、18歳以上、18歳未満共に肢体不自由が最も高く、次いで内部障害となっています。推移をみると、18歳以上の視覚障害、内部障害で増加傾向にあり、18歳以上の肢体不自由で年々減少しています。

■障害等級別 身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

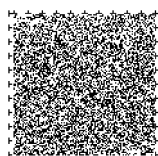


資料：福祉総務課

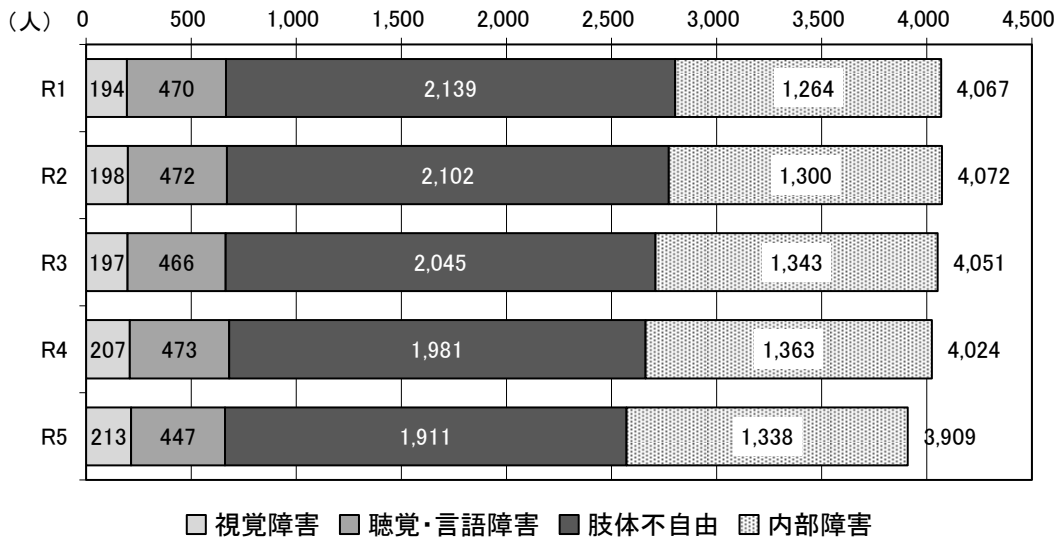
■障害種類・年齢区分別 身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在） (人)

区分		R1	R2	R3	R4	R5
視覚障害	18歳以上	192	196	195	206	212
	18歳未満	2	2	2	1	1
聴覚・言語障害	18歳以上	461	463	457	464	437
	18歳未満	9	9	9	9	10
肢体不自由	18歳以上	2,066	2,028	1,971	1,906	1,838
	18歳未満	73	74	74	75	73
内部障害	18歳以上	1,241	1,279	1,318	1,341	1,318
	18歳未満	23	21	25	22	20
合計	18歳以上	3,960	3,966	3,941	3,917	3,805
	18歳未満	107	106	110	107	104

資料：福祉総務課



■障害種別別 身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

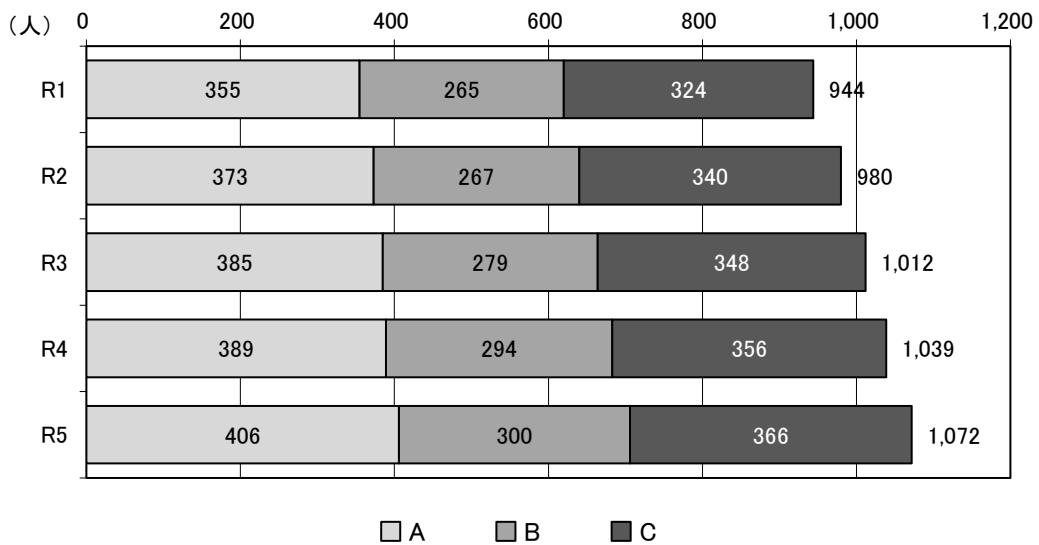


資料：福祉総務課

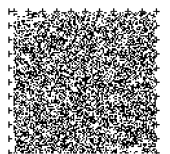
② 知的障害者

○療育手帳所持者数の推移をみると、すべての等級で増加傾向にあります。

■障害等級別 療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



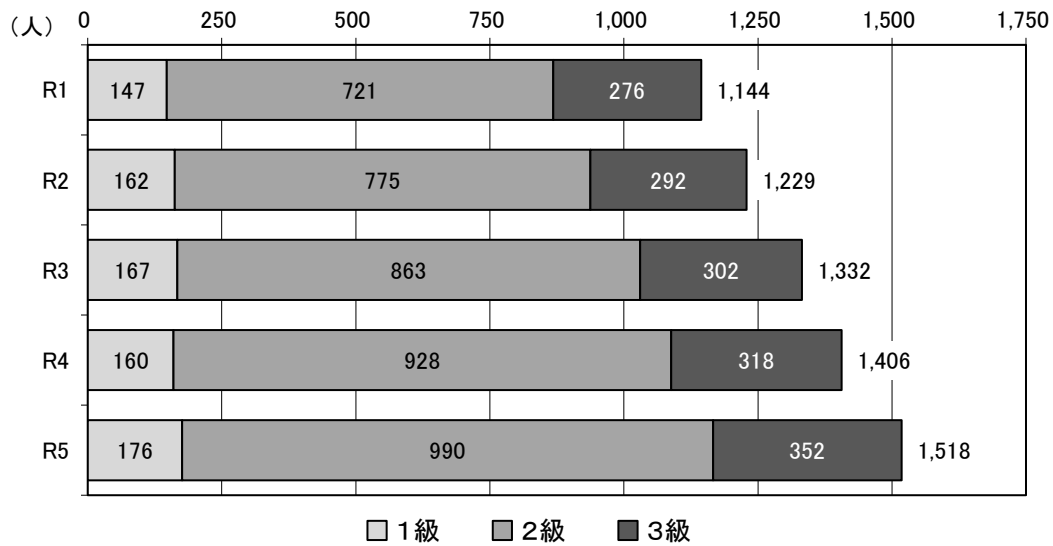
資料：福祉総務課



③ 精神障害者

○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、すべての等級で増加傾向にあります。

■障害等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



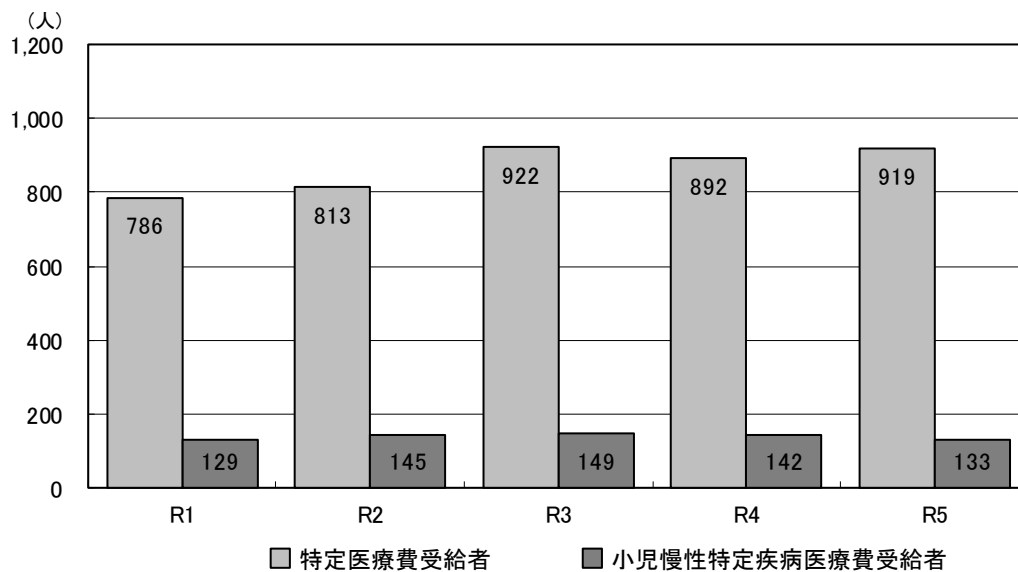
資料：福祉総務課

(2) 難病患者等の状況

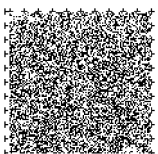
○特定医療費受給者数は、増減を繰り返しつつ増加傾向となっています。

○小児慢性特定疾病医療費受給者数は、概ね130～150人で推移しています。

■特定医療費受給者数の推移（各年4月1日現在）



資料：衣浦東部保健所

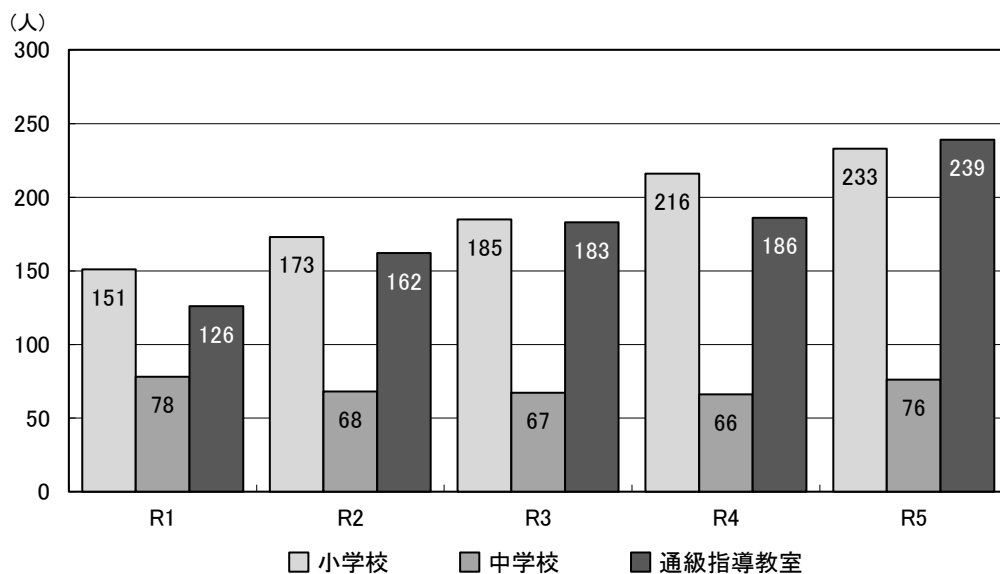


(3) 特別支援学級・特別支援学校の児童生徒数の状況

○特別支援学級の児童生徒数は、小学校の特別支援学級と通級指導教室で増加傾向となっています。

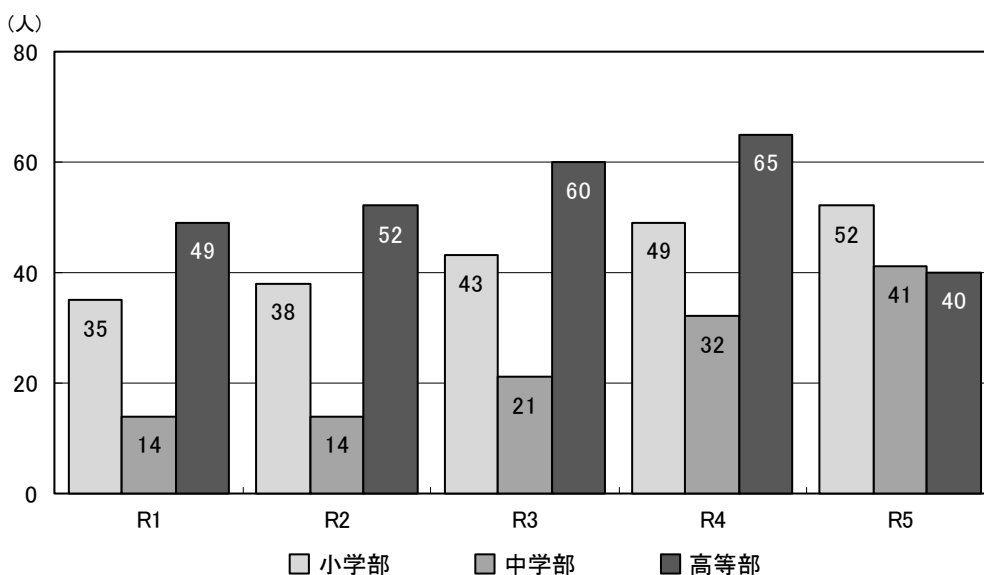
○特別支援学校に通学する児童生徒数は、小学部、中学部が増加傾向にあります。高等部も令和元年以降増加していましたが、令和5年に減少しています。

■特別支援学級の児童生徒数の推移（各年5月1日現在）

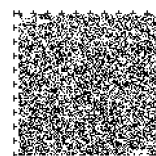


資料：学校教育課

■特別支援学校の児童生徒数の推移（各年5月1日現在）



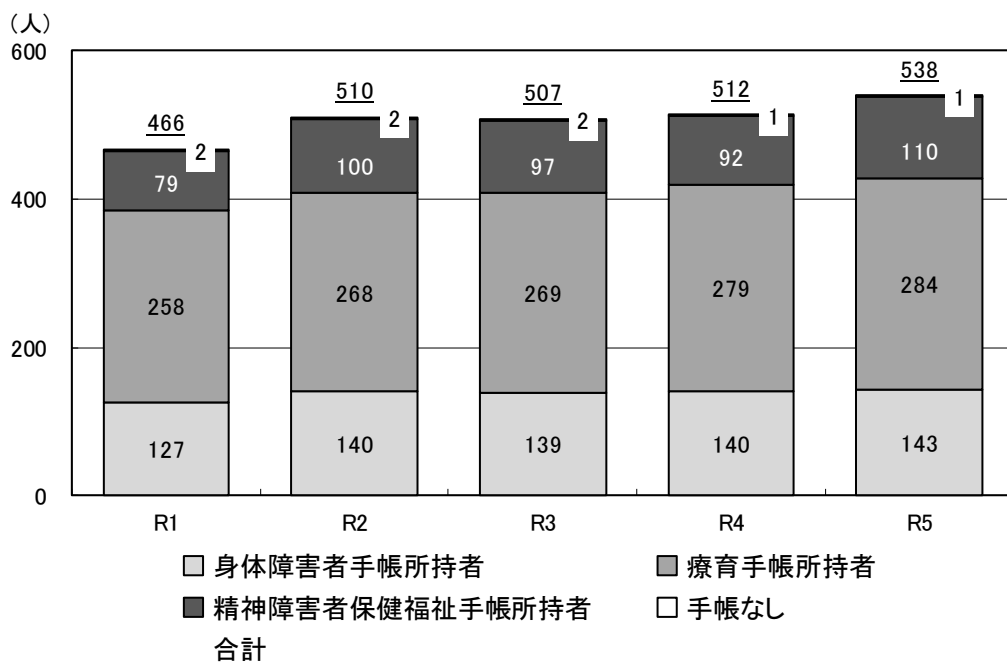
資料：学校教育課



(4) 障害支援区分認定者数の状況

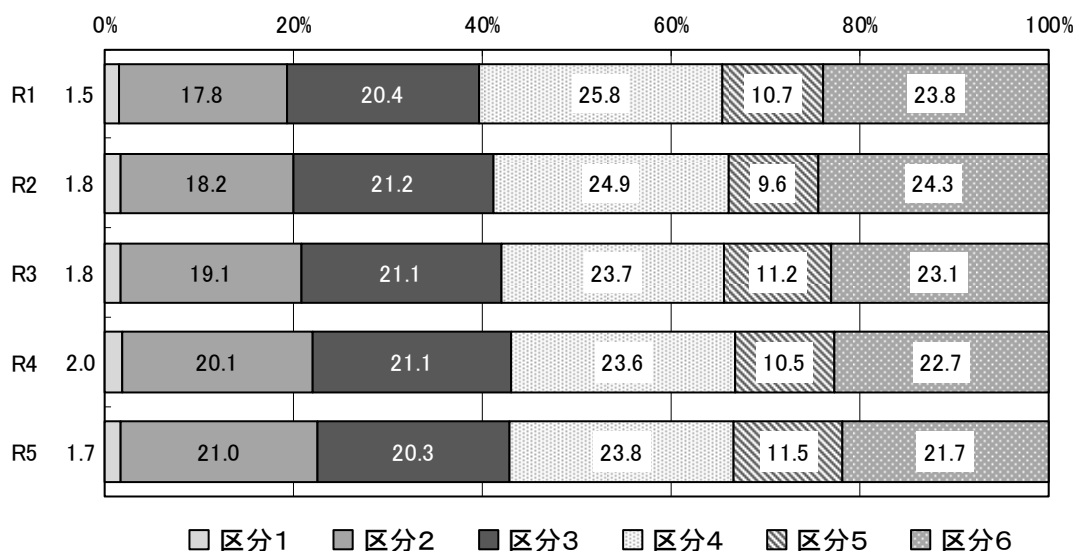
- 本市の障害支援区分認定者数は、令和5年4月1日現在で538人となっています。
- 障害支援区分認定者数は増加傾向にあり、障害支援区分割合では、区分2、5の占める割合がやや高まっています。

■障害支援区分認定者数の推移（各年4月1日現在）



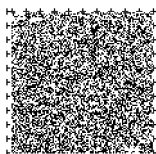
資料：福祉総務課

■障害支援区分割合の推移（各年4月1日現在）



※グラフ中の「%」は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

資料：福祉総務課



3 当事者へのアンケートについて

(1) アンケート調査の概要

障害者手帳所持者(身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者)、障害福祉サービス利用者を対象にアンケート調査を実施しました。

■調査に関する事項(各調査共通)

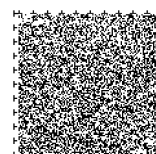
区分	内容
調査票の配布・回収方法	郵送配布・郵送回収(一部WEB回答)
調査基準日	令和4年11月1日現在
調査期間	令和4年11月19日～令和4年12月9日

■配布・回収に関する事項

区分	障害者	障害児	
調査対象者	条件	障害者手帳所持者 障害福祉サービスなどを利用している 18歳未満	
	調査数	1,826人	524人
	所持者数	5,971人	771人
有効回収件数	964件(うちWEB 81件)	261件(うちWEB 47件)	
有効回収率	52.8%	49.8%	

(2) グラフ等をみる際の留意点

- 図表中の「N数(number of case)」は集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を示しています。
- グラフ中の「%」は、小数第2位を四捨五入しているため、単数回答の設問(1つだけに○をつけるもの)であっても合計が100.0%にならない場合があります。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。



(3) 調査結果

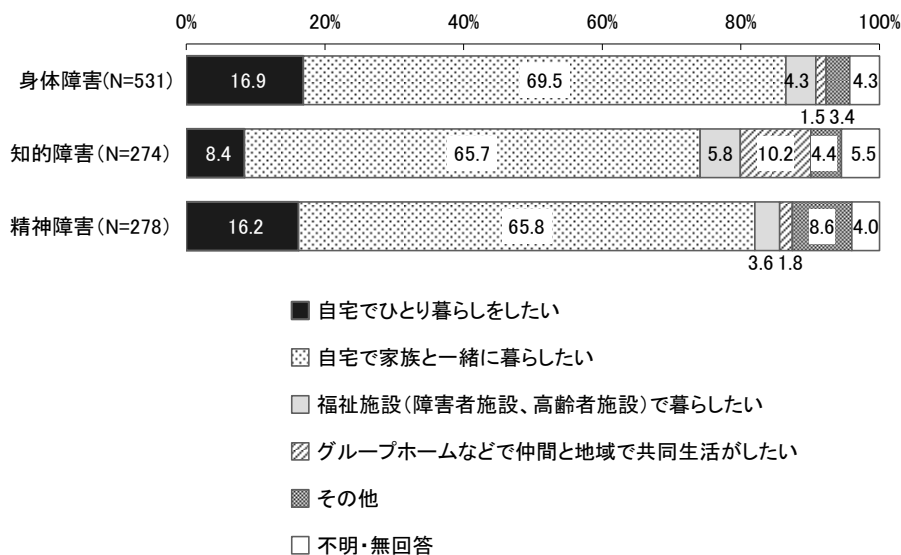
①生活支援について

○現在暮らしている場所は、いずれの障害でも「自宅で家族と暮らしている」と回答した割合が概ね70%以上と高くなっています。

○今後の希望する暮らしでも、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が大部分となっていますが、知的障害では10.2%がグループホームで暮らすことを希望しています。

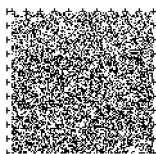
○希望する暮らしを送るための支援は、いずれの障害でも「経済的な負担の軽減」が高くなっています。また、障害のある子どもで「生活訓練などの充実」が他に比べて高く、ニーズがあることがうかがえます。その他、知的障害、精神障害、障害のある子どもでは「相談対応などの充実」も比較的高くなっています。

■今後3年以内の希望する暮らし方（単数回答）



■希望する暮らしを送るための支援（複数回答）

	身体障害(N=531)	知的障害(N=274)	精神障害(N=278)	障害児(N=261)
第1位	経済的な負担の軽減 (44.8%)	経済的な負担の軽減 (46.0%)	経済的な負担の軽減 (68.3%)	経済的な負担の軽減 (61.7%)
第2位	必要な在宅サービスが適切に利用できること (36.0%)	相談対応などの充実 (38.3%)	相談対応などの充実 (43.9%)	相談対応などの充実 (53.3%)
第3位	在宅で医療的ケアなどが適切に得られること (28.8%)	必要な在宅サービスが適切に利用できること (33.6%)	生活に適した住居の確保 (28.8%)	生活訓練などの充実 (48.3%)



②日中活動や雇用・就労について

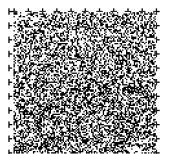
- 外出頻度は知的障害、障害のある子どもで比較的多くなっています。「外出しない」と「年に数回」といった閉じこもり傾向にある人は身体障害で合わせて6.5%、知的障害で3.3%、精神障害で3.2%となっています。
- 外出時に困っていることでは、「困った時にどうすればいいのか心配」と回答した割合が知的障害、精神障害、障害のある子どもで高く、不測の事態への不安が大きいことがうかがえます。身体障害では「公共交通機関が少ない(ない)」等の物理的な障壁について高くなっています。また、年齢別でみると、64歳以下で「外出にお金がかかる」といった経済面での不安、65歳以上で「道路や駅に階段や段差が多い」といったハード面での不安も高くなっています。
- 日中活動の状況では、「仕事をしている」がいずれの障害も約20~30%となっています。身体障害の65歳以上で「自宅ですごしている」が高くなっています。知的障害では「仕事をしている」と「福祉施設、作業所などに通っている」を合わせて72.2%と、何らかの日中活動をしています。精神障害では「自宅ですごしている」が29.1%と高く、どこともつながりを持たずに暮らしている可能性があります。
- 仕事をしている障害のある人の職場での悩みでは、特に精神障害で「工作中的体調の変化に不安がある」や「自分の考えや思ったことが伝えられない」が高くなっており、身体障害、知的障害のある人に比べて悩み等を抱えやすいことがうかがえます。
- 仕事をしていない障害のある人で、就労を希望すると回答した割合は身体障害で13.1%、知的障害で34.4%、精神障害で45.2%となっています。

■外出時に困っていること（複数回答）

	身体障害(N=531)	知的障害(N=274)	精神障害(N=278)	障害児(N=261)
第1位	公共交通機関が少ない(ない) (23.9%)	困った時にどうすればいいのか心配 (44.9%)	外出にお金がかかる (36.0%)	困った時にどうすればいいのか心配 (41.0%)
第2位	道路や駅に階段や段差が多い (23.5%)	公共交通機関が少ない(ない) (23.4%)	困った時にどうすればいいのか心配 (36.0%)	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい (22.2%)
第3位	困った時にどうすればいいのか心配 (23.5%)	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい (22.6%)	周囲の目が気になる (23.7%)	周囲の目が気になる (19.9%)

■仕事の悩み・不安（複数回答）

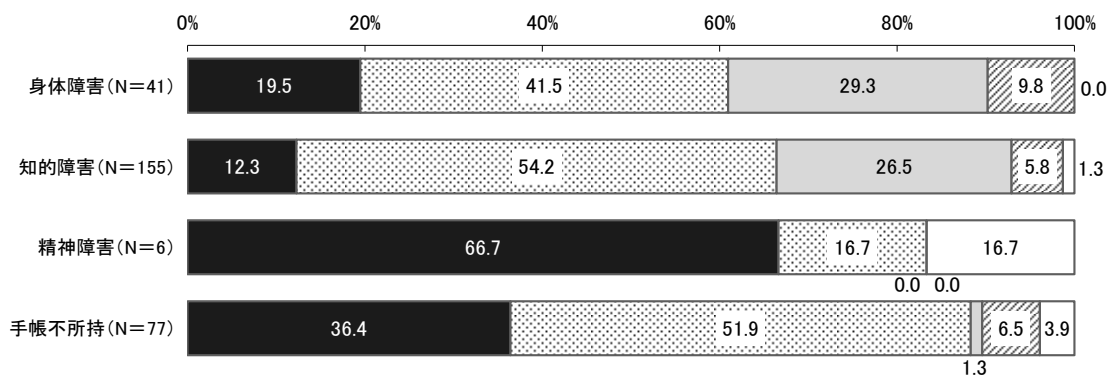
	身体障害(N=115)	知的障害(N=90)	精神障害(N=72)
第1位	工作中的体調の変化に不安がある (20.9%)	自分の考えや思ったことが伝えられない (28.9%)	工作中的体調の変化に不安がある (44.4%)
第2位	賃金や待遇面で不満がある (15.7%)	職場内で障害に対する理解が不足している (13.3%)	自分の考えや思ったことが伝えられない (37.5%)
第3位	自分の考えや思ったことが伝えられない (12.2%)	賃金や待遇面で不満がある (12.2%) 通勤が大変である (12.2%) 相談できる人や援助者がいない (12.2%) 工作中的体調の変化に不安がある (12.2%)	職場内で障害に対する理解が不足している (27.8%)



③療育・教育・就学・就職について（障害のある子ども）

- 障害のある子どもが求める療育上の支援では「きめ細やかな支援」という支援技術に関することや、「関係機関の連携」「情報提供」「日中、療育を受けられる場の充実」と回答した割合が50%以上と高くなっています。
- 望ましい就学環境について、「普通学校の特別支援学級において、他の児童・生徒と交流しながら、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境」が身体障害で41.5%、知的障害で54.2%、手帳不所持で51.9%と高くなっています。
- 園、学校生活を送る上で充実してほしいことは、「障害に対する職員の理解促進」が75.1%と最も高くなっています。
- 将来働くことについての意向では、「一般の職場で働きたい」が39.5%と、一般就労することへの希望が高くなっています。

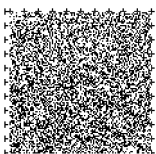
■望ましい就学環境（単数回答）



- 普通学校において、できるだけ他の児童・生徒と同じ教育やサポートを受けられる環境
- ▨ 普通学校の特別支援学級において、他の児童・生徒と交流しながら、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境
- ▤ 特別支援学校において、専門的な教育やサポートを受けられる環境
- ▩ その他
- 不明・無回答

④相談状況や情報取得について

- 悩んでいることや相談したいことは、身体障害、精神障害で「自分の健康や治療のこと」、障害のある子どもで「就学や進学のこと」と回答した割合が高くなっています。精神障害では「生活費など経済的なこと」も高くなっています。
- 相談先に求めるものは障害のある子どもでは「専門性」が、その他の障害では「行きやすさ」といった立地的なことがあがっています。精神障害では「土日や平日夜などでも相談できること」といった、時間に関わらない相談も比較的ニーズが高くなっています。



■悩んでいることや相談したいこと（複数回答）

	身体障害(N=531)	知的障害(N=274)	精神障害(N=278)	障害児(N=261)
第1位	自分の健康や治療のこと (34.5%)	生活費など経済的なこと (23.4%)	自分の健康や治療のこと (50.4%)	就学や進学のこと (48.7%)
第2位	生活費など経済的なこと (22.6%)	緊急時や災害時のこと (23.0%)	生活費など経済的なこと (48.6%)	仕事や就職のこと (21.1%)
第3位	介助や介護のこと (17.1%) 緊急時や災害時のこと (17.1%)	自分の健康や治療のこと (20.1%)	仕事や就職のこと (25.9%)	意思表示ができないこと (18.8%)

■相談先に求めるもの（複数回答）

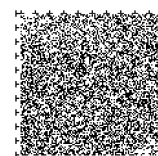
	身体障害(N=531)	知的障害(N=274)	精神障害(N=278)	障害児(N=261)
第1位	行きやすい、身近な地域で相談できること (28.8%)	行きやすい、身近な地域で相談できること (37.2%)	行きやすい、身近な地域で相談できること (36.3%)	相談対応する職員に専門性があること (55.6%)
第2位	土日や平日夜などでも相談できること (23.0%)	相談対応する職員に専門性があること (29.6%)	相談対応する職員に専門性があること (31.7%)	行きやすい、身近な地域で相談できること (42.1%)
第3位	1つの窓口で対応できること (22.6%)	土日や平日夜などでも相談できること (25.2%)	土日や平日夜などでも相談できること (30.6%)	1つの窓口で対応できること (20.7%)

⑤保健・医療について

○医療を受ける上での困りごとは、いずれの障害でも「特に困っていることはない」と回答した割合が最も高くなっています。また、「特に困っていることはない」以外では、「医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない」がやや高くなっています。障害のある子どもでは「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」も高くなっています。

■医療を受ける上で困っていること（「特に困っていることはない」を除く）（複数回答）

	身体障害(N=531)	知的障害(N=274)	精神障害(N=278)	障害児(N=261)
第1位	医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない (13.6%)	医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない (28.5%)	医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない (24.5%)	医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない (17.6%)
第2位	いくつもの病院に通わなければならない (12.6%)	医師・看護師などの指示や説明がよくわからない (20.1%)	いくつもの病院に通わなければならない (16.5%)	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない (17.2%)
第3位	医師・看護師などの指示や説明がよくわからない (10.0%)	いくつもの病院に通わなければならない (12.0%)	医療費の助成制度がわかりにくい (10.8%)	いくつもの病院に通わなければならない (13.0%)



⑥障害福祉サービス等について

○サービスにおいて、「今より利用を増やす」割合が高いサービスは、身体障害では「居宅介護」「短期入所」「移動支援」「計画相談支援」「施設入所支援」、知的障害では「移動支援」「短期入所」「共同生活援助」「日中一時支援」「居宅介護」、精神障害では「就労継続支援（A型・B型）」「就労移行支援」「就労定着支援」「計画相談支援」「地域移行支援」、障害のある子どもでは「放課後等デイサービス」「移動支援」「日中一時支援」「児童発達支援」「障害児相談支援」「レスパイト」となっており、これらのサービスでは利用量が増加する可能性があります。

■今より利用を増やすサービス（複数回答）

	身体障害(N=531)	知的障害(N=274)	精神障害(N=278)	障害児(N=261)
第1位	居宅介護（ホームヘルプ）（4.5%）	移動支援（8.4%）	就労継続支援（A型、B型）（6.8%）	放課後等デイサービス（19.2%）
第2位	短期入所（ショートステイ）（4.0%）	短期入所（ショートステイ）（7.7%）	就労移行支援（6.5%）	移動支援（11.9%）
第3位	移動支援（3.6%）	共同生活援助（グループホーム）（6.9%） 日中一時支援（6.9%）	就労定着支援（5.8%）	日中一時支援（8.4%）
第4位	計画相談支援（2.4%）		計画相談支援（5.0%）	児童発達支援（6.5%）
第5位	施設入所支援（2.1%）	居宅介護（ホームヘルプ）（5.5%）	地域移行支援（3.6%）	障害児相談支援（5.7%） レスパイト（5.7%）

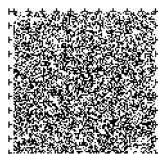
⑦スポーツ・文化芸術活動について

○スポーツ・文化芸術活動に参加している障害のある人の割合は、身体障害で13%、知的障害で18.6%、精神障害で5.8%となっています。今後の参加意向は、知的障害、精神障害で約10～20%となっています。

○スポーツ・文化芸術活動への参加条件は、身体障害、知的障害で「身近なところで活動できる」、精神障害で「経済的な負担が少ない」と回答した割合が高くなっています。

■スポーツや文化芸術活動への参加条件（複数回答）

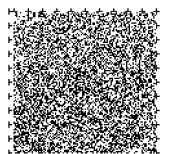
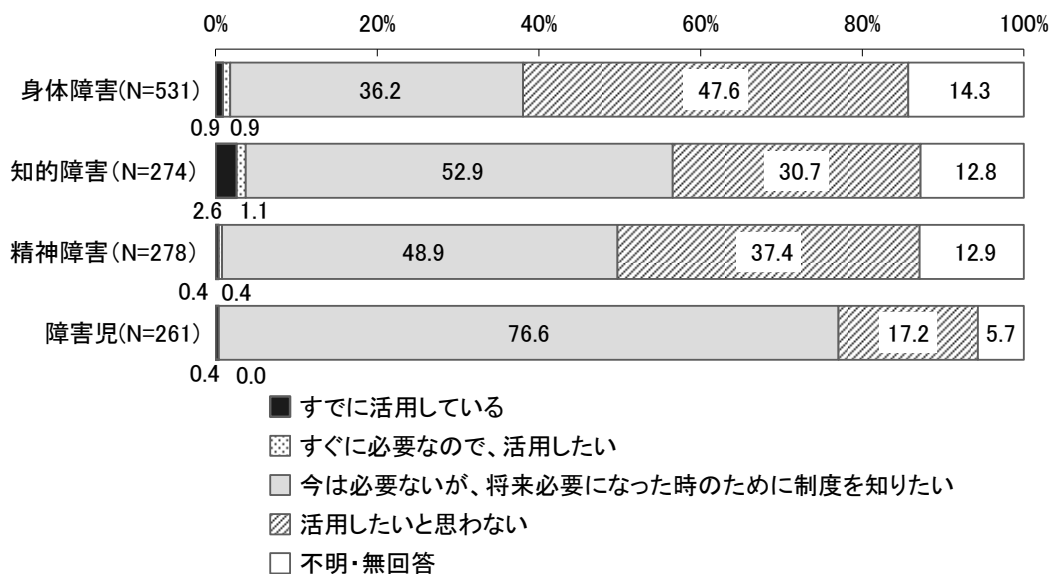
	身体障害(N=137)	知的障害(N=107)	精神障害(N=70)
第1位	身近なところで活動できる（58.4%）	身近なところで活動できる（55.1%）	経済的な負担が少ない（67.1%）
第2位	活動情報の提供（40.1%）	活動情報の提供（46.7%）	身近なところで活動できる（60.0%）
第3位	障害のある人もない人も一緒に活動できる（37.2%）	適切な指導者やリーダーがいる（39.3%）	活動情報の提供（55.7%）



⑧権利擁護について

- 差別等の経験は知的障害、精神障害で約30%が「ある」となっています。「少しある」も含めると、身体障害以外では50%以上が差別等を経験しています。
- 差別等の経験の場所は知的障害、精神障害、障害のある子どもでは「学校・仕事場」、身体障害、知的障害、障害のある子どもでは「外出中」と回答した割合が高くなっています。精神障害で「仕事を探すとき」も高くなっています。
- 成年後見制度についてはいずれの障害も「制度も内容も知らない」が40%弱となっており、周知が進んでいないことがうかがえます。
- 成年後見制度の利用意向では「今は必要ないが、将来必要になった時のために制度を知りたい」が知的障害で52.9%、精神障害で48.9%、障害のある子どもで76.6%と高くなっており、情報取得のニーズがあることがうかがえます。
- 合理的配慮に求めることで平成28年調査と比較すると、「特に合理的配慮を必要としない」が高くなっており、社会において、合理的配慮に取り組む意識が一定程度醸成されてきていることも要因のひとつとして考えられます。

■成年後見制度の利用状況・利用意向（単数回答）

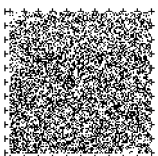


⑨地域の福祉について

- 受けたボランティアでは、「緊急時の連絡や対応」と回答した割合が知的障害で31.8%、精神障害で28.4%と、それぞれ高くなっています。
- 地域行事等への参加状況は身体障害、知的障害で10%強、精神障害で6.8%と、低くなっています。知的障害では「今後参加したい」が19.7%と、他の障害に比べて参加意向が高くなっています。
- 参加したい地域の活動や行事は、「地域の行事・イベントへの参加」が身体障害で53.9%、知的障害で67.0%、精神障害で64.2%と、それぞれ最も高くなっています。精神障害では「障害を理解する地域の勉強会や講演への協力」が他の障害と比べて高くなっており、障害特性が外見上でわかりにくい精神障害に対する理解を深めてほしいと希望していることが考えられます。

■参加したい地域の活動や行事（複数回答）

	身体障害(N=128)	知的障害(N=91)	精神障害(N=53)
第1位	地域の行事・イベントへの参加 (53.9%)	地域の行事・イベントへの参加 (67.0%)	地域の行事・イベントへの参加 (64.2%)
第2位	地域で活動する団体（自治会・子ども会・老人クラブなど）への参加 (39.1%)	地域の防災活動への参加 (20.9%)	障害を理解する地域の勉強会や講演への協力 (28.3%)
第3位	地域の防災活動への参加 (30.5%)	地域の行事・イベントの開催の手伝い (15.4%)	地域で活動する団体（自治会・子ども会・老人クラブなど）への参加 (26.4%)



⑩災害時について

- 災害時の避難については「できない」と回答した割合が知的障害で45.6%、障害のある子どもで66.3%と高くなっています。
- 一緒に避難してもらえない割合は身体障害で11.5%、精神障害で15.1%となっています。
- 災害時に困ることは身体障害、知的障害、障害のある子どもで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、精神障害で「投薬や治療が受けられない」がそれぞれ最も高くなっています。知的障害、精神障害、障害のある子どもでは「周囲とコミュニケーションがとれない」も高くなっています。

■災害時に困ること（複数回答）

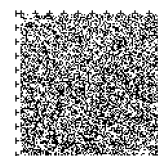
	身体障害(N=531)	知的障害(N=274)	精神障害(N=278)	障害児(N=261)
第1位	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安（51.4%）	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安（50.4%）	投薬や治療が受けられない（60.8%）	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安（53.3%）
第2位	投薬や治療が受けられない（47.5%）	周囲とコミュニケーションがとれない（44.5%）	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安（51.4%）	周囲とコミュニケーションがとれない（51.3%）
第3位	安全なところまで、迅速に避難することができない（39.5%）	安全なところまで、迅速に避難することができない（41.6%）	周囲とコミュニケーションがとれない（26.6%）	安全なところまで、迅速に避難することができない（49.0%）

⑪支援者について

- 支援者の年齢はいずれの障害でも「40～64歳」と回答した割合が最も高くなっています。「65～74歳」「75歳以上」といった高齢の支援者の割合は、身体障害で44.6%、精神障害で39.6%を占めています。
- 介助で困っていることでは、身体障害、知的障害では「緊急時の対応に不安がある」、精神障害、障害のある子どもでは「精神的な負担が大きい」が高くなっています。
- 障害のある子どもの保護者や家族へ必要な支援では、「発達障害児や発達に不安のあるお子さんの教育経験者の体験談や情報提供」「保護者への心理的ケアやカウンセリング」「専門家による子育て相談」が高くなっています。

■介助で困っていること（複数回答）

	身体障害(N=310)	知的障害(N=194)	精神障害(N=159)	障害児(N=238)
第1位	緊急時の対応に不安がある（46.1%）	緊急時の対応に不安がある（47.4%）	精神的な負担が大きい（45.3%）	精神的な負担が大きい（49.2%）
第2位	代わりに介助を頼める人がいない（30.0%）	代わりに介助を頼める人がいない（33.5%）	経済的な負担が大きい（33.3%）	緊急時の対応に不安がある（40.8%）
第3位	精神的な負担が大きい（29.0%）	精神的な負担が大きい（33.5%）	緊急時の対応に不安がある（28.9%）	自分の余暇・仕事などのための時間がとれない（34.5%）

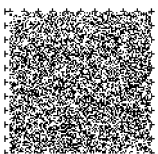
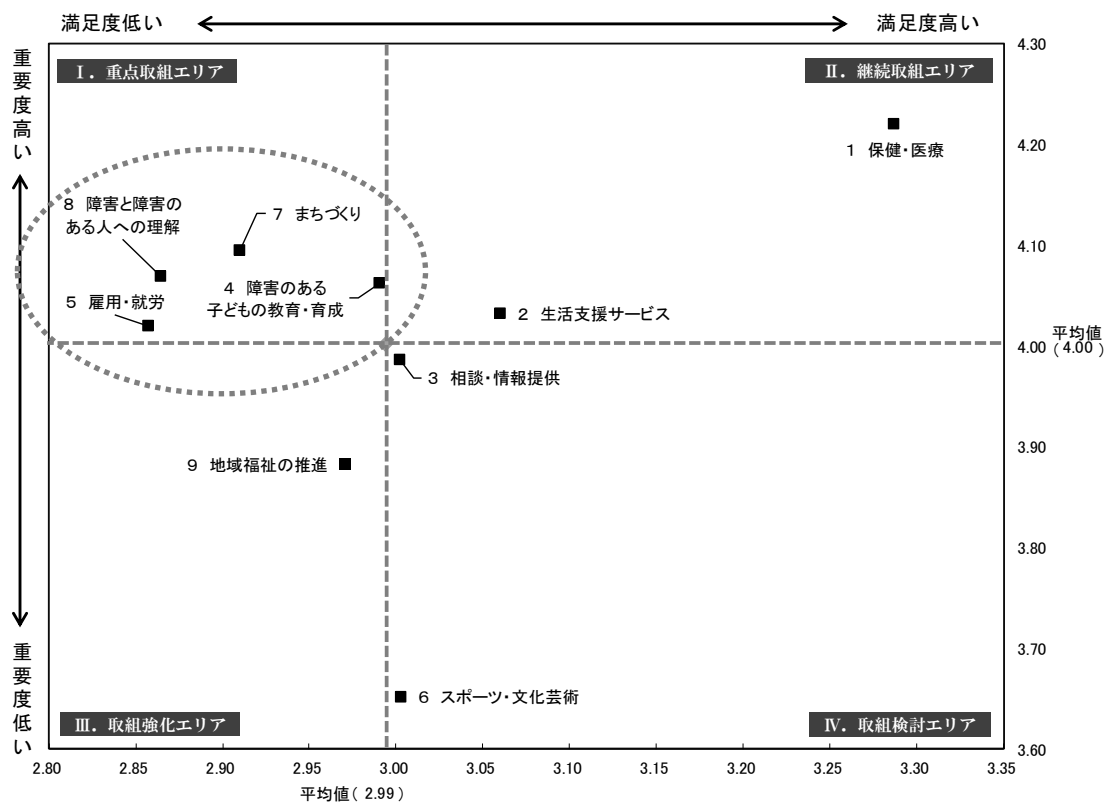


⑫障害者施策について

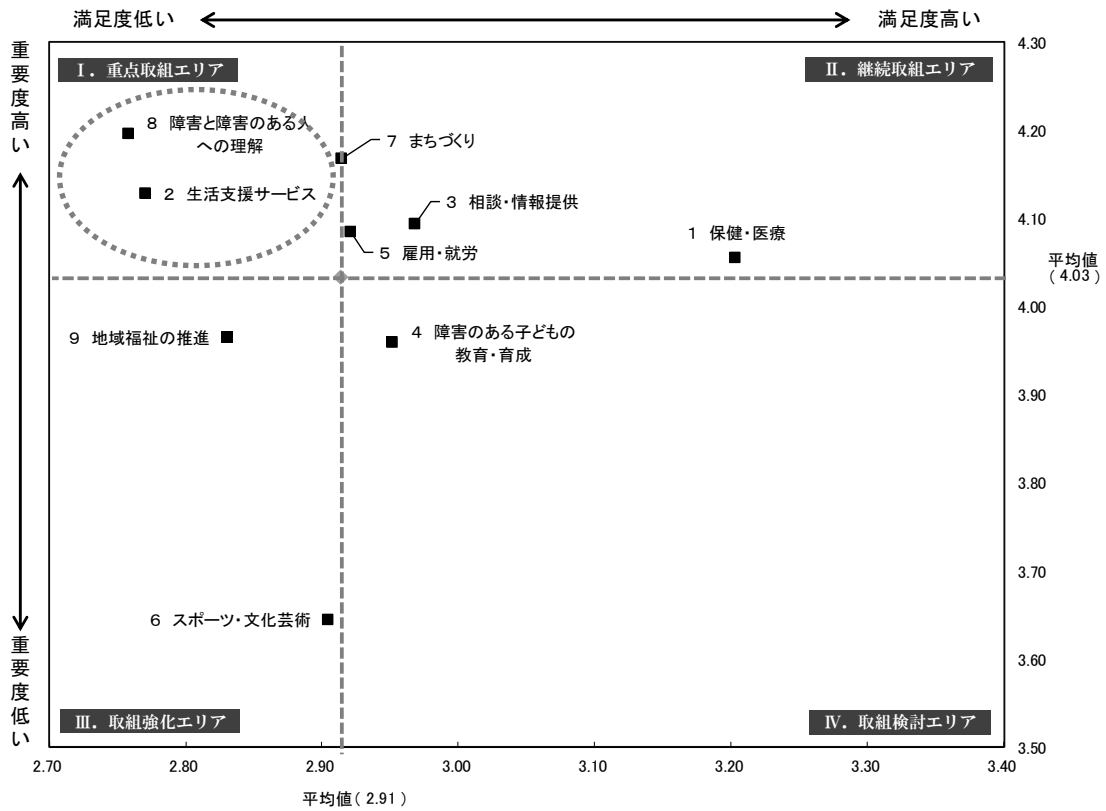
○満足度が低く、重要度が高い『重点取組エリア』に含まれる施策として、「8 障害と障害のある人への理解」が3障害及び障害のある子どもに共通しています。

○障害別の『重点取組エリア』に含まれる施策は身体障害で、「4 障害のある子どもの教育・育成」「5 雇用・就労」「7 まちづくり」「8 障害と障害のある人への理解」、知的障害で「2 生活支援サービス」「8 障害と障害のある人への理解」、精神障害で「5 雇用・就労」「8 障害と障害のある人への理解」、障害のある子どもで「4 障害のある子どもの教育・育成」「5 雇用・就労」「8 障害と障害のある人への理解」となっています。

■施策の満足度・重要度（身体障害；N=531）

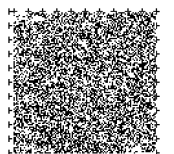
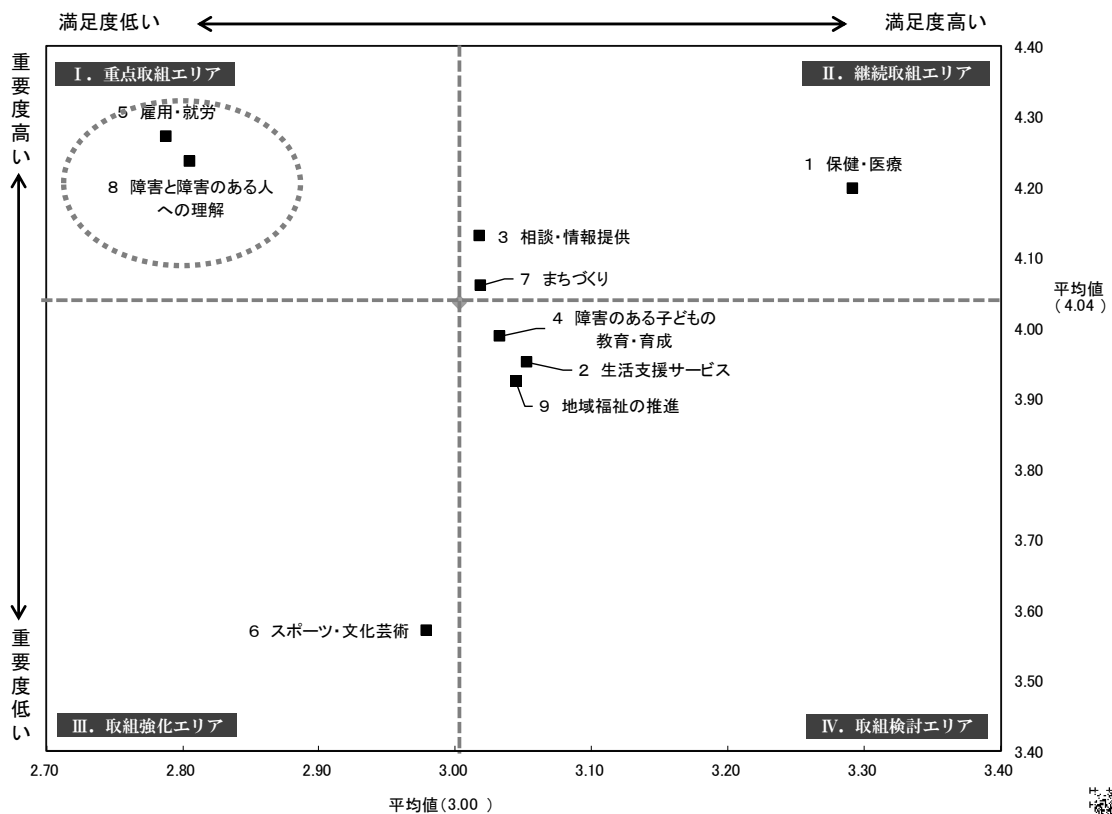


■施策の満足度・重要度（知的障害；N=274）

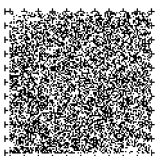
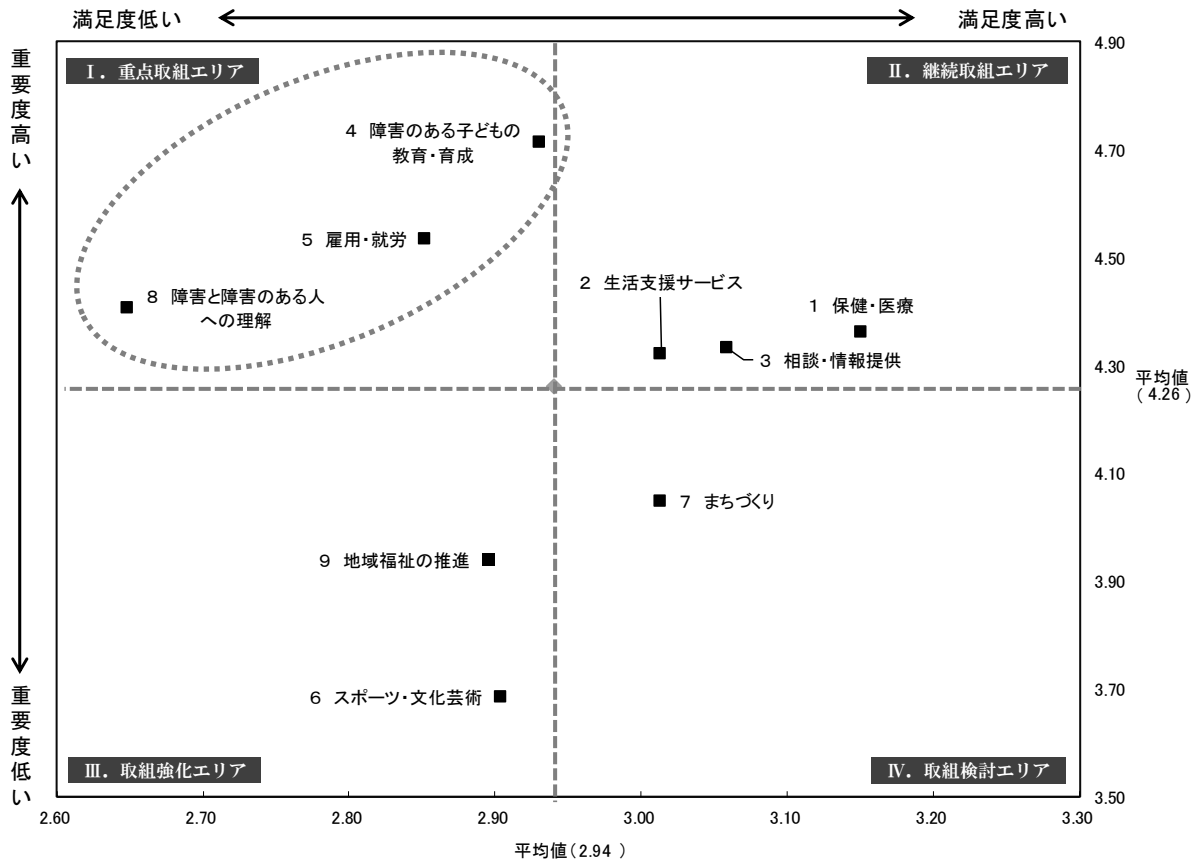


※「7 まちづくり」はII継続取組エリアに含まれています。

■施策の満足度・重要度（精神障害；N=278）



■施策の満足度・重要度（障害児；N=261）



4 当事者団体等へのヒアリング調査について

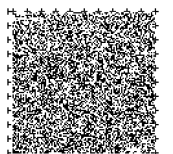
(1) ヒアリング調査の概要

当事者団体、障害福祉サービス提供事業所を対象に、本市における障害のある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性等を把握するために実施しました。

調査対象者	当事者団体：9団体 障害福祉サービス提供事業所：40法人
調査期間	調査シートの配付：令和4年11月11日～11月30日 調査シートに基づく面談による聞き取り調査：令和5年1月6日～1月17日
調査方法	各団体・事業所を対象に調査シートを郵送またはFAXにて配付・回収 調査シートに基づき、いくつかの団体・事業所に面談によるヒアリング調査を実施

(2) グラフ等をみる際の留意点

- 図表中の「N数 (number of case)」は集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を示しています。
- グラフ中の「%」は、小数第2位を四捨五入しているため、単数回答の設問（1つだけに○をつけるもの）であっても合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合（いくつでも○をつけるもの等）は「N」に対する各選択肢の回答者数の割合を示しています。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

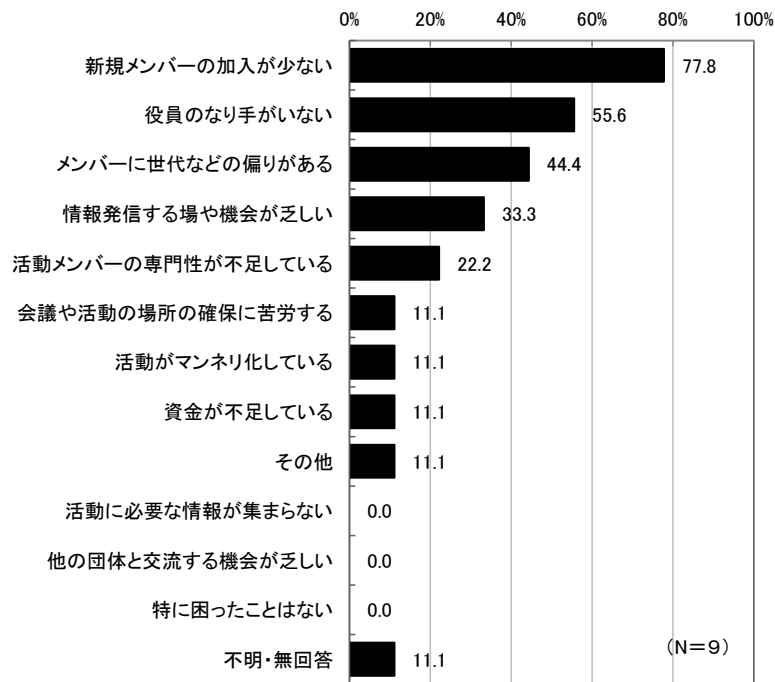


(3) 調査結果

①当事者団体の状況 ※団体のみへの設問

○団体活動においては、多くの団体で構成員の減少がみられ、加入者の少なさ、役員のなり手がいないこと等が課題としてあげられています。

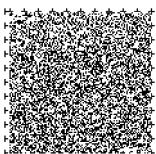
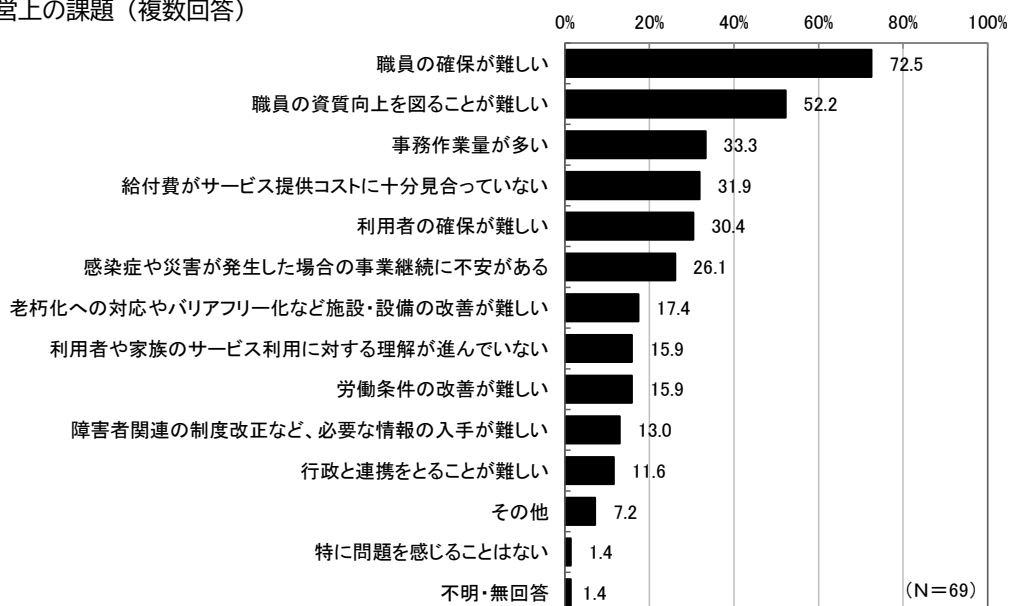
■活動上の課題（複数回答）



②障害福祉サービス事業所の状況 ※事業所のみへの設問

○事業運営上の課題としては「職員の確保が難しい」が72.5%、「職員の資質向上を図ることが難しい」が52.2%と、人材の確保・育成両面の課題を持っていることがうかがえます。

■事業運営上の課題（複数回答）



③分野別の課題について

ア 保健・医療について

- 通院・診療について、障害のある人の診療を受けやすくすることが求められています。
- 医療機関と事業所等の関係機関との連携の仕組みづくりが必要です。
- 障害の早期発見のための健康診査、早期の療育のフォロー体制の強化が求められています。

イ 生活支援サービスについて

- 親亡き後の住まいの確保として、グループホーム等の住まいの充実がより一層必要です。グループホームは徐々に整備されてきている一方で、緊急時の対応や、重度障害の人等の住まい等の多様なニーズに対応できる事業所の参入促進が求められています。

ウ 相談・情報提供について

- 事業所運営について、相談支援事業所の相談員の負担が増大しており、人材確保が課題となっています。
- 障害者施設、相談支援事業所、行政等の情報共有や連携の必要性に関する意見が多くあげられています。

エ 障害のある子どもの教育・育成について

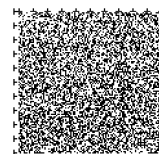
- グレーゾーンや発達に疑いのある子どもの早期発見・早期療育のできる体制や、保護者に対する相談支援、学校教員の人材育成の必要性に関する意見が多くあげられています。
- 学校卒業後に福祉サービス内容が変化することから、生活介護や就労関係の事業所との情報共有が求められています。
- 就学支援や学級選択、放課後等デイサービスまで、相談から支援までの切れ目のない支援が求められています。

オ 雇用・就労について

- 障害者雇用が増加傾向にあり、本人の特性、障害の程度に合わせた就労の選択ができる就労支援が求められています。
- 福祉的就労について、短時間就労や在宅ワーク等、多様な働き方ができる環境整備が求められています。
- 一般就労に関して、職場の障害理解や一般企業の雇用促進に関する意見が多くあげられています。

カ スポーツ・文化芸術活動について

- 気軽に参加できるイベントの開催や設備を含めた環境整備が求められています。
- 障害があっても楽しめる機会の提供に関する意見が多くあげられています。



キ まちづくりについて

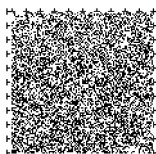
- バスの本数を増やすなど、公共交通機関の利便性に関する意見が多くあげられています。また、車いすでの移動をしやすいように施設のバリアフリー化の充実が求められています。
- 災害時に関して、福祉避難所における配慮・支援について、避難場所の情報提供が求められています。

ク 障害と障害のある人への理解について

- 障害のある人・ない人にかかわらず交流できる機会の充実についての意見が多くあげられています。
- 学校教育において福祉教育の充実等、次世代の理解促進を図ることが求められています。

ケ 地域福祉の推進について

- ボランティア情報の周知や交流、連携についての要望をする意見が多くあげられています。
- 地域との交流や連携、情報共有する場が求められています。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市は、これまで「ノーマライゼーション」を基本理念とし、障害者施策を推進してきました。その結果、様々な専門的な機関が整備され、関係機関の連携体制が構築されるなど、一定の成果がみられています。一方で、解決すべき課題はまだ多くあります。そこで、「刈谷市障害者計画」においても引き続き「ノーマライゼーション」を基本理念とし、障害のある人の暮らしを支援します。

基本理念

ノーマライゼーション

障害のあるなしにかかわらず、地域や家庭で普通の暮らしができる社会をめざす

めざす姿

共に暮らせるまち 刈谷

すべての市民が人格と個性を尊重されるまちづくりを進め、障害のあるなしにかかわらずいきいきと働き、あらゆる活動に参加でき、安心して暮らせる刈谷市をつくる

2 基本目標

基本目標1 暮らしの基盤づくり

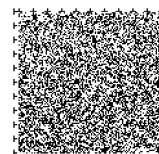
障害のある人もない人も安心して暮らすことができるよう、障害を予防・軽減する保健・医療施策の推進、障害のある人の暮らしを支える障害福祉サービス等の提供、相談支援や情報提供を行います。

基本目標2 自立と社会参加の基盤づくり

障害のある人がいきいきと暮らすことができるよう、障害の特性に合った療育や学校教育体制の整備、障害のある人の自立や社会参加につながる雇用・就労の推進、暮らしを豊かにするスポーツや文化芸術活動の機会の充実を図ります。

基本目標3 人にやさしいまちづくり

障害のある人が地域社会の一員として生活することができるよう、環境の整備や災害時への対策等のまちづくり、地域住民の障害への理解促進、地域でお互いが支えあって暮らすための地域福祉の推進を図ります。



3 施策の重点課題

本市の現状・課題を受け、本計画期間中に特に取り組むべき重点課題を以下のとおりとします。
なお、重点課題に関連する事業のうち、優先的に取り組むものは〔重点取組〕とします。

(1) 障害のある人の権利擁護とさらなる差別の解消

虐待防止や権利擁護に係る制度の継続的な周知や利用促進を図る必要があります。また、SDGs等、国際的な動向も踏まえて、市全体で社会的障壁の除去に向けた取組を総合的に進めていくことが重要です。

▼ 関連する事業

- No. 43 成年後見制度〔重点取組〕
- No. 45 虐待の防止と被虐待者の保護
- No. 46 総合的な権利擁護の推進
- No. 99 市民の理解促進〔重点取組〕

(2) 多様な就労への支援

現在就労していないが就労を希望する人がみられることから、就労の受け皿の確保が必要です。また、一般就労、福祉的就労等、障害のある人の特性や希望に合わせた多様な働き方への支援が必要です。

▼ 関連する事業

- No. 70 就労支援ネットワーク〔重点取組〕
- No. 75 「農」と福祉の連携推進
- No. 81 障害のある人の雇用への理解促進〔重点取組〕

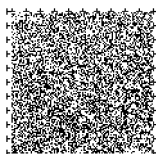
(3) 障害のある子どもや保護者への支援の充実

令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」において、市町村が医療的ケア児及びその家族に対する支援を行う責務を有することが明記されました。同法に基づき、医療的ケア児への対応の充実が必要です。

また、発達障害のある子ども等、多様な特性を持つ人、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等による保護者支援等、子ども・保護者や支援者が安心できる支援の充実が重要です。

▼ 関連する事業

- No. 47 児童発達支援センター
- No. 55 関係機関との連携〔重点取組〕
- No. 67 医療的ケア児の保育・学習環境の整備
- No. 68 医療的ケア児への日常生活支援



(4) 障害のある人が安心・安全に暮らせるまちづくり

グループホームは充実しつつありますが、重度の障害のある人や一人暮らしを支える支援等、「親亡き後」を支えるための多様な暮らしを支援していくことが重要です。

令和3年5月に施行された改正災害対策基本法において、個別避難計画の作成が努力義務とされており、個別避難計画の作成促進が必要です。また、災害時の避難に関する取組、避難所における対応等、障害のある人が災害時に安心できる体制を充実させることが必要です。

▼ 関連する事業

- No. 18 グループホーム [重点取組]
- No. 31 地域生活支援拠点等の整備
- No. 32 障害のある人の地域移行
- No. 33 障害のある人の家族支援 [重点取組]
- No. 95 避難行動要支援者の把握と地域のネットワークの構築

(5) 相談支援の充実

計画相談支援等における対応の拡充が求められています。また、全国的に福祉分野全体において世帯単位での包括的な相談支援やアウトリーチ等の強化が求められており、庁内の連携体制強化や相談体制の構築を進めることが重要です。

▼ 関連する事業

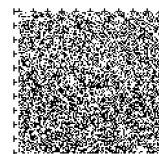
- No. 37 市相談窓口の充実
- No. 38 基幹相談支援センターの運営 [重点取組]

(6) デジタル化等、社会情勢への対応

障害のある人による情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通のためには、情報アクセシビリティの向上等に寄与するデジタルツールの導入が必要です。また、障害福祉分野のサービス事業者における業務負担軽減、効率化等に向けたデジタル活用を促進していくことも重要です。

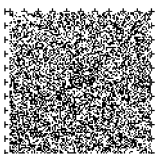
▼ 関連する事業

- No. 40 情報のバリアフリー化の推進
- No. 42 ICT活用等の促進 [重点取組]



4 施策の体系

基本目標	施策	施策の方向性
1 暮らしの基盤づくり	(1) 保健・医療	① 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進
		② 健康の保持・増進
		③ 医療サービスの充実
	(2) 生活支援サービス	① 訪問系サービスの充実
		② 日中活動系（通所系）サービスの充実
		③ 短期入所等の充実
		④ 生活の場の確保
		⑤ その他の生活支援
		⑥ 障害のある人の地域移行
⑦ 障害のある人の家族支援		
(3) 相談・情報提供	① 相談支援体制の充実	
	② 情報提供の充実	
	③ 障害のある人の権利擁護	
2 自立と社会参加の基盤づくり	(1) 障害のある子どもの教育・育成	① 早期療育の充実
		② 学校教育の充実
		③ 子育て支援の充実
		④ 医療的ケア児の支援
	(2) 雇用・就労	① 雇用の場の拡大
		② 個々に応じた就労支援
		③ 総合的な就労支援施策の推進
	(3) スポーツ・文化芸術活動	① スポーツ・文化芸術活動の推進
		② 参加しやすい環境の整備
3 人にやさしいまちづくり	(1) まちづくり	① ユニバーサルデザインのまちづくり
		② 安全な移動の確保
		③ 防災・防犯対策の推進
	(2) 障害と障害のある人への理解	① 広報・啓発の推進
		② 福祉教育の推進
		③ 交流活動の推進
	(3) 地域福祉の推進	① 地域福祉活動の推進
		② 関係団体との連携



第3章 施策の展開

「第3章 施策の展開」の見方

「第3章 施策の展開」では、以下のような記載により、今後の取組を示しています。

基本目標1 暮らしの基盤づくり

(1) 保健・医療

現状・課題

- 定期的な健康診査や、健康に関する相談は、障害の予防と重度化の防止につながります。保健、医療、福祉等での連携を図りつつ、早期発見、早期の治療や適切な療育へとつなげていくことが必要です。
- 令和4年度に市内の障害のある人に実施したアンケート（以下、「アンケート」という。）では、障害のある子どもの回答者の約6割で発達障害の診断がみられています。近年増加傾向にある発達障害に関しては、保護者の精神的な負担軽減等を含め、切れ目ない支援を行うことができる早期の療育のフォロー体制を構築することが重要です。
- 本市では、乳幼児健康診査をはじめとした健康診査や、様々な相談を通じた障害の早期発見と療育を進めています。また、成人の健康課題としては、精神障害のある人が増加傾向にあり、自殺予防対策も含めた心の健康問題に関する取組も必要です。
- 令和4年度に当事者団体、障害福祉サービス提供事業所に実施したヒアリング調査（以下、「ヒアリング」という。）では、障害のある人が医療機関において診療を受けやすくしてほしいという意見や、医療機関と事業所等の関係機関との連携を求める意見等が多くあがっています。障害のある人が身近な地域で必要な医療が受けられるよう、地域医療体制の充実が求められています。

取組の内容

①疾病の予防と早期発見・早期治療の推進

No.	事業名	方向性	担当課
1	乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ○4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、障害の早期発見、早期療育につなげるとともに、育児不安のある保護者の支援を行います。 ○未受診者の把握と受診率の向上に努めます。 	子育て支援課
2	健康診査後の指導	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健康診査等で把握した、経過観察が必要と思われる子どもとその保護者に対し「どんぐりルーム」や、保健師や臨床心理士による健康相談等を開催します。さらに、内容の充実に努めるとともに、一人ひとりに応じた支援を行います。 	子育て支援課

基本目標

主な関連ゴール
SDGsの17のゴールのうち、施策に関連する主なゴールをアイコンで示しています。

施策

現状・課題
施策ごとに国の動きや刈谷市の概況を記載しています。

施策の方向性

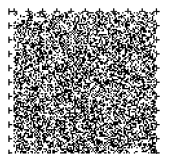
事業とその方向性・担当課
事業ごとに、「事業名」、事業内容と今後の「方向性」、事業の主な「担当課」を記載しています。
※担当課の名称は令和5年度時点のものであり、変更する場合があります。

主な関連ゴール

SDGsの17のゴールのうち、施策に関連する主なゴールをアイコンで示しています。

各事業の方向性区分は以下の通りです。

- …前回計画から継続実施する内容です。
- …前回計画から継続実施しますが、内容を大幅に見直しています。
- ◎…本計画から新たに追加した具体的な内容です。



基本目標1 暮らしの基盤づくり

(1) 保健・医療

主な関連
ゴール



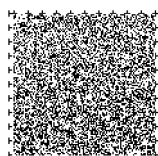
現状・課題

- 定期的な健康診査や、健康に関する相談は、障害の予防と重度化の防止につながります。保健、医療、福祉等での連携を図りつつ、早期発見、早期の治療や適切な療育へとつなげていくことが必要です。
- 令和4年度に市内の障害のある人に実施したアンケート（以下、「アンケート」という。）では、障害のある子どもの回答者の約6割で発達障害の診断がみられています。近年増加傾向にある発達障害に関しては、保護者の精神的な負担軽減等を含め、切れ目ない支援を行うことができる早期の療育のフォロー体制を構築することが重要です。
- 本市では、乳幼児健康診査をはじめとした健康診査や、様々な相談を通じた障害の早期発見と療育を進めています。また、成人の健康課題としては、精神障害のある人が増加傾向にあり、自殺予防対策も含めた心の健康問題に関する取組も必要です。
- 令和4年度に当事者団体、障害福祉サービス提供事業所に実施したヒアリング調査（以下、「ヒアリング」という。）では、障害のある人が医療機関において診療を受けやすくしてほしいという意見や、医療機関と事業所等の関係機関との連携を求める意見が多くあがっています。障害のある人が身近な地域で必要な医療が受けられるよう、地域医療体制の充実が求められています。

取組の内容

①疾病の予防と早期発見・早期治療の推進

No.	事業名	方向性	担当課
1	乳幼児健康診査	○4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、障害の早期発見、早期療育につなげるとともに、育児不安のある保護者の支援を行います。 ○未受診者の把握と受診率の向上に努めます。	子育て支援課
2	健康診査後の指導	○乳幼児健康診査等で把握した、経過観察が必要と思われる子どもとその保護者に対し「どんぐりルーム」や、保健師や臨床心理士による健康相談等を開催します。さらに、内容の充実に努めるとともに、一人ひとりに応じた支援を行います。	子育て支援課



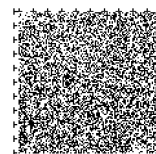
No.	事業名	方向性	担当課
3	発達障害等への支援	<p>○発達の遅れやその疑いのある子どもが適切な支援を受けられるよう、臨床心理士等による専門職のアドバイスを受けられる「ラッコちゃんルーム」や「ことばの相談室」等を開催します。</p> <p>○発達障害や高次脳機能障害について、県や関係団体との連携のもと情報提供等を行い、幅広く市民への知識の普及に努めます。</p> <p>◎巡回支援専門員による巡回相談を行います。</p>	福祉総務課 子育て支援課
4	成人の健康診査	<p>○生活習慣病の予防に向け、特定健康診査、特定保健指導を実施します。健診受診率、保健指導実施率の向上に努めます。</p> <p>○障害の原因となる疾病の予防に向け、大腸がん検診等のがん検診、脳ドックを行います。がん検診の受診率の向上に努めます。</p>	国保年金課 健康推進課

②健康の保持・増進

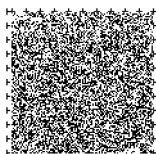
No.	事業名	方向性	担当課
5	訪問指導	<p>○訪問指導を行い、育児に関する相談を行います。</p> <p>○支援が必要な子どもや保護者に対して、保健師が継続した訪問や相談を行います。</p>	子育て支援課
6	心の健康づくり	<p>○市民健康講座等を通じ、心の健康づくりに関する啓発と知識の普及に努めます。</p>	健康推進課 子育て支援課

③医療サービスの充実

No.	事業名	方向性	担当課
7	医療費の助成	<p>○愛知県が実施する心身障害者・精神障害者医療費助成のほか、市独自の医療費助成制度により障害のある人の経済的負担を軽減します。</p>	国保年金課
8	訪問歯科診療	<p>○歯科医師会が行うねたきり老人や障害のある人の自宅への訪問歯科診療事業を支援し、安心して歯科診療を受けられる体制を確保します。</p>	健康推進課
9	訪問看護	<p>○精神障害のある人に対して、医療機関等が行う訪問看護について周知を図ります。</p>	福祉総務課



No.	事業名	方向性	担当課
10	地域医療体制等の充実	◎疾患等の円滑な治療を行うため、地域におけるかかりつけ医と本市医療の中核的な役割を担う刈谷豊田総合病院が役割分担するとともに、医療に関する情報の共有を図るなどの連携体制を確保します。	健康推進課



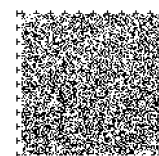
(2) 生活支援サービス

主な関連
ゴール



現状・課題

- アンケートでは、今後希望する暮らしについて、知的障害のある人では約1割がグループホームを希望しています。また、ヒアリングでも親亡き後の当事者の暮らし方の一つとして、グループホームのニーズが高まっています。市内のグループホームの整備は進みつつありますが、一方で、重度障害のある人にも対応した住まいや、職員の人材の確保等が課題としてあがっています。
- 本市では、令和5年6月に、「刈谷市手話言語条例」を施行しました。一方で、ヒアリングでは、聴覚障害の人に対する手話通訳のサービス等の拡充が求められています。条例に基づき、手話に対する理解の促進やコミュニケーション支援、手話通訳者の確保等の施策を推進することが必要です。
- アンケートでは、介助者が介助で困っていることは、身体障害、知的障害のある人の介助で「緊急時の対応に不安がある」、精神障害のある人、障害のある子どもでは「精神的な負担が大きい」と回答した割合が高くなっています。また、高齢の介助者も増えていることから、介助者への支援も必要です。
- 障害のある子どもの保護者や家族へ必要な支援では、「発達障害児や発達に不安のあるお子さんの教育経験者の体験談や情報提供」「保護者への心理的ケアやカウンセリング」「専門家による子育て相談」が高くなっています。
- 国の「障害者基本計画（第5次）」では、ヤングケアラーをはじめとする家族支援を進める方向性が新たに盛り込まれています。本市でも、ヤングケアラーをはじめとした障害のある人の家族への支援に取り組むことが必要です。
- 障害福祉サービス等の提供においては、一人ひとりの障害特性や障害の状態、生活実態等に応じた支援が求められています。なかでも今後は重度障害のある人や強度行動障害のある人等、多様な人が利用できる支援体制を整備していくことが重要です。



取組の内容

①訪問系サービスの充実

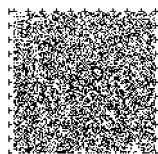
No.	事業名	方向性	担当課
11	居宅介護等	○介護給付による居宅介護、重度訪問介護、地域生活支援事業による移動入浴サービスの訪問系サービスを行い、障害のある人の自宅での生活を支援します。	福祉総務課
12	移動支援等	○介護給付による行動援護、同行援護及び地域生活支援事業による移動支援を実施し、障害のある人の外出を支援します。	福祉総務課

②日中活動系（通所系）サービスの充実

No.	事業名	方向性	担当課
13	自立訓練・生活介護等	○自立訓練、生活介護、療養介護等を行い、障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会
14	地域活動支援センター	○地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動の機会の提供、機能訓練、社会との交流を促進します。	福祉総務課
15	障害福祉施設の整備、充実	○障害のある人の自立支援の拠点となる施設の充実を図ります。 ○老朽化した施設の整備計画を進めます。	福祉総務課

③短期入所等の充実

No.	事業名	方向性	担当課
16	短期入所	○家で介護を行う人が病気等の場合に、短期間、施設への入所ができる短期入所の適切なサービス提供を推進します。 ○重症心身障害児者等が短期入所を利用しやすい環境整備に努めます。	福祉総務課
17	日中一時支援	○日中、障害者支援施設等において障害のある人（就学児以上）に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練を行う日中一時支援事業の適切なサービス提供を推進します。	福祉総務課

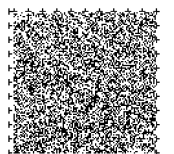


④生活の場の確保

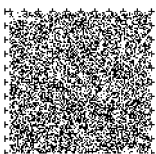
No.	事業名	方向性	担当課
18	グループホーム 【重点】	○障害のある人の「親亡き後」を見据え、地域において自立して暮らせるよう、障害特性に応じた住まいの場となるグループホームの整備を促進します。	福祉総務課
19	住宅改修費の支給	○個人の住宅の居室、浴室、トイレ等を障害のある人用に改修する場合に、住宅改修に要する費用の一部を支給します。	福祉総務課
20	市営住宅の障害者向け改修	○通路等のバリアフリー化やエレベーターの設置がなされている市営住宅を、障害のある人や高齢者向けの住戸として入居を推進します。	建築課
21	障害のある人の市営住宅への優先入居	○障害のある人や高齢者で、入居要件に該当する方に対し、市営住宅への優先入居を行います。 ◎市営住宅への入居に関して、保証人免除の配慮を行い、居住に困難を抱えている人への住宅確保を支援します。	建築課
22	強度行動障害児者等への支援	○強度行動障害児者等が各種福祉サービス等を利用しやすい支援体制整備に努めます。	福祉総務課

⑤その他の生活支援

No.	事業名	方向性	担当課
23	聴覚障害者へのコミュニケーション支援	○手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、聴覚障害のある人の意思疎通の円滑化を図ります。 ◎刈谷市手話言語条例に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図ります。	福祉総務課
24	ボランティア団体への活動支援	○ボランティアガイドを務めるボランティア団体への活動支援を通じ、視覚障害のある人や脳性まひ者等全身障害者の社会参加や外出を支援します。	福祉総務課 社会福祉協議会
25	補装具費の支給	○障害のある人の身体機能を補完・代替する補装具の購入または修理に要する費用の一部について補装具費を支給します。	福祉総務課



No.	事業名	方向性	担当課
26	日常生活用具費の支給	○日常生活上の便宜を図るため、障害のある人に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の購入に要する費用の一部について日常生活用具費を支給します。	福祉総務課
27	自動車運転免許取得費等の支給	○身体障害のある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、その費用の一部を支給します。 ○身体障害のある人が就労等のために自ら運転する自動車の改造または介護者が重度の身体障害のある人の移動のために自動車を改造もしくは購入する場合、その費用の一部を支給します。	福祉総務課
28	福祉タクシー料金の助成	○電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な障害のある人に対し、福祉タクシー券を交付し、経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ります。	福祉総務課
29	各種手当の給付	○障害のある人の経済的負担を軽減し、地域で安定した生活が送れるよう、国・県の各種手当に加え、市で心身障害者扶助料を支給します。 ○難病のある人に対し、難病疾患見舞金を支給します。	福祉総務課
30	高齢者・障害者単身世帯等の戸別収集	○家庭から出るごみや資源を集積場所まで運ぶことが困難な高齢者・障害者単身世帯等に対し、戸別の収集を行います。 ○利用世帯数の増加に応じて収集体制等の検討を行います。	ごみ減量推進課
31	地域生活支援拠点等の整備	●障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の機能を備えた地域生活支援拠点等の充実を図ります。	福祉総務課

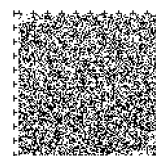


⑥障害のある人の地域移行

No.	事業名	方向性	担当課
32	障害のある人の地域移行	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関等との連携のもと、障害のある人の地域生活への移行支援及び定着支援に向け、各種サービスの充実を図ります。 ○施設入所者や、病院に入院している障害のある人の地域移行を進める事業（地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助）を推進します。 	福祉総務課

⑦障害のある人の家族支援

No.	事業名	方向性	担当課
33	障害のある人の家族支援【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ◎基幹相談支援センターや障害福祉サービス等事業所との連携のもと、ヤングケアラーや、社会的な孤立、8050 問題等、障害のある人本人に加え家族を支援するために必要なサービスの提供体制を整備します。 ◎「親亡き後」を見据え、当事者、家族、地域の関係機関と協働し、世帯単位で必要な支援体制の整備に向けての協議を進めます。 	福祉総務課



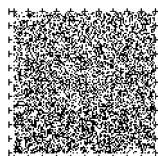
(3) 相談・情報提供

主な関連
ゴール



現状・課題

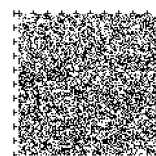
- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、当事者や支援者が暮らしの中で抱える様々な悩みや不安等に対応し、必要に応じて適切な支援につなげることができる相談支援が重要な役割を果たします。本市では、基幹相談支援センターや市の相談窓口、相談支援事業所等で相談対応にあたっています。
- アンケートでは、悩み等の相談相手はいずれの障害でも「家族や親せき」といった身内と回答した割合が高く、精神障害のある人では「かかりつけの医師や看護師」、障害のある子どもでは「学校などの教職員」も高くなっており、相談先として機能していることがうかがえます。一方で行政や民間の相談窓口の利用は低調となっているため、適切な支援やサービスにつなげていくためにも窓口の周知を進めることが必要です。
- サービス等利用計画案を作成する計画相談支援や障害児相談支援については、サービス利用者の増加に伴い、対応できる人材の不足や業務負担の増加等が課題となっています。
- 改正社会福祉法に基づく、属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援について、実施にあたって検討を進めていくことが必要です。障害のある人やその家族も含めた複合的な課題に対応していくため、様々な関係機関や地域等との連携体制の構築が必要です。
- 令和4年5月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が成立しました。この法律は、障害のある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としており、本市においても法律に則り、取り組むことが必要です。
- 本市では、すべての人が情報にアクセスできるようにWEBアクセシビリティに準拠したホームページの運用管理に努めています。また、情報手段の多様化や情報通信技術の急速な進展により、障害のある人においても情報通信機器の利用が広がっています。障害種別や特性、インターネットを使える人と使えない人との間に生じる情報格差（デジタルデバイド）等に配慮しつつ、多様な手法による情報発信を進めていくことが必要です。
- 全国的に成年後見制度の利用者は増加傾向にあります。また、令和4年4月より成人年齢引き下げに伴い、対象年齢も18歳以上となりました。アンケートでは、成年後見制度の利用意向では「今は必要ないが、将来必要になったときのために制度を知りたい」がいずれの障害でも高くなっており、今後利用希望者も増加する可能性があるため、制度の周知や必要に応じた利用を進めていくことが必要です。



取組の内容

①相談支援体制の充実

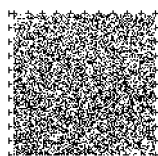
No.	事業名	方向性	担当課
34	刈谷市障害者自立支援協議会の運営	○保健、医療、学校、企業、就労支援等の関係者、相談支援事業者、サービス事業者、当事者団体、行政機関等で構成する刈谷市障害者自立支援協議会において、地域の障害福祉に関するシステムづくりを進めます。	福祉総務課
35	障害者相談支援事業	○特定相談支援事業所等との連携のもと、障害のある人からの相談に対応し、助言や情報提供等の支援を行います。 ○特定相談支援事業所との連携を強化し、障害のある人のニーズや特性に応じたサービス等利用計画の作成を行うとともにモニタリングを実施し、障害のある人を取り巻く環境の変化等に対応します。 ○特定相談支援事業所等の体制強化に努めます。	福祉総務課
36	障害児相談支援事業	○障害児相談支援事業所等との連携のもと、障害のある子どもやその保護者からの相談に対応し、子どもの意思決定に配慮しつつ助言や情報提供等の支援を行います。 ○障害児相談支援事業所との連携を強化し、障害のある子どもの障害児通所支援の利用にあたっての障害児支援利用計画の作成を行うとともにモニタリングを実施し、障害のある子どもを取り巻く環境の変化等に対応します。 ○障害児相談支援事業所等の体制強化に努めます。	福祉総務課
37	市相談窓口の充実	○市福祉総務課の窓口において福祉サービスに関する相談、助言、情報提供を行い、高い専門性が必要とされる相談内容については、専門機関と連携を図りながら必要な支援を行います。 ○研修等への参加を通じ、相談にあたる職員の知識の向上に努めます。	福祉総務課



No.	事業名	方向性	担当課
38	基幹相談支援センターの運営 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターに相談支援専門員を配置し、年齢や障害の種類を問わず、障害に関する様々な悩みごとや困りごとの相談に対応します。 ○基幹相談支援センターを中心に、市内の相談機関や、障害のある人が利用する障害福祉サービス提供事業所、医療機関、学校等との連携を強化します。 	福祉総務課

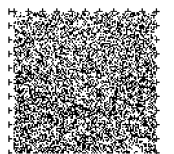
②情報提供の充実

No.	事業名	方向性	担当課
39	声の市民だより	<ul style="list-style-type: none"> ○「声の市民だより」により、視覚障害のある人へ市の行政情報、その他公的な情報を提供します。 	広報広聴課
40	情報のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民だよりやホームページについて、最新のJIS規格に準拠するよう、文字の大きさやフォント、色彩等に配慮し、障害のある人にとっても見やすく、わかりやすい情報の提供に努めます。 ○障害のある人の特性やニーズに対応した情報提供の方法について検討するとともに、情報へのアクセシビリティ向上のため、組織内に啓発します。 	広報広聴課
41	刈谷の福祉ガイド	<ul style="list-style-type: none"> ○手帳取得の手続きやサービス内容を紹介するガイドを毎年度改訂し、配布します。 ○ガイドの紹介や配布の方法について研究し、サービスを必要とする人に情報が届くよう努めます。 ○市内の事業所にサービスの情報を提供します。 	福祉総務課
42	ICT活用等の促進【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ◎ICTの活用を促進することで、誰もが同じように必要な情報を入手し活用できる仕組みの構築や住民サービスの充実、業務の効率化を図ります。 	情報政策課 福祉総務課



③障害のある人の権利擁護

No.	事業名	方向性	担当課
43	成年後見制度 【重点】	<p>○刈谷市成年後見支援センターを運営し、成年後見制度に係る相談、手続支援、啓発、後見人等支援を行います。</p> <p>◎判断能力が十分ではない障害のある人等のうち、身寄りがない場合等、当事者による審判請求が期待できない状況にある人について、市長が代わって審判請求を行います。</p> <p>○サービス利用の観点から、成年後見制度を利用する必要がある知的障害または精神障害のある人に対し、制度の利用を支援します。</p> <p>◎刈谷市権利擁護支援推進協議会を中心に、保健・医療・福祉・介護等幅広い関係者や地域住民により、本市の権利擁護支援を推進するとともに、受任者調整会議により受任候補者の調整を行います。</p> <p>◎後見業務等の担い手の一つとして、社会福祉協議会が法人として後見人等を受任します。</p>	福祉総務課 社会福祉協議会
44	日常生活自立支援事業	<p>○判断能力が十分ではない障害のある人等が、地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行います。</p>	福祉総務課 社会福祉協議会
45	虐待の防止と被虐待者の保護	<p>○障害者虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動を行います。</p> <p>○障害者虐待防止センターの機能を含め、通報・報告等に係る体制の整備を行います。</p> <p>○被虐待者を一時的に保護できる場所を確保します。</p>	福祉総務課 子育て推進課
46	総合的な権利擁護の推進	<p>○障害のある人の増加や高齢化等に対応するため、支援体制のあり方について検討を進めます。</p>	福祉総務課 社会福祉協議会



基本目標2 自立と社会参加の基盤づくり

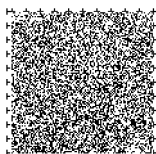
(1) 障害のある子どもの教育・育成

主な関連
ゴール



現状・課題

- 令和4年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月に施行されました。この法律は、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。障害のある子どもについても、希望する支援を適切に受けることができるような体制整備が必要です。
- アンケートでは、障害のある子どもやその保護者が求める療育上の支援として「障害の特性に合ったきめ細やかな支援」「教育・保健・医療・福祉など関係機関の連携」という支援技術や支援体制に関することや、「障害やサービスについての情報提供」「日中、療育を受けられる場の充実」というサービスに関して回答した割合が高くなっています。
- 令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」に基づき、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けられるよう、支援環境の整備や関係機関等との連携、地域一体となって支援することが必要です。
- 医療的ケアを必要とする子ども及び家族の中には、その病状の程度によって福祉サービスが受けられていない人がいることが想定されます。ニーズを把握し、適切な支援をしていくことが必要です。
- 本市では、すべての保育園、幼児園等での障害のある子どもの受入れ、全小中学校における特別支援学級の設置を行っており、その他通級指導教室における障害に応じた指導の実施、肢体不自由のある児童生徒が通う特別支援学校を設置しています。アンケートでは、園・学校生活を送る上で充実してほしいことは、「障害に対する職員の理解促進」が高くなっており、保育園、幼児園等においては加配等の拡充が求められています。障害の有無にかかわらず、多様な子ども同士が可能な限り共に教育を受けられるよう、インクルーシブ教育を進めるための環境整備が必要です。
- ヒアリングでは、卒業後の進路選択に関する支援、各ライフステージ間の連携や継続的な支援のあり方に関する意見が多くあがっています。
- 「障害者基本計画（第5次）」では、病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実のため、ICTを活用した学習機会の確保を促進する方向性が新たに盛り込まれており、個々の実態に応じたICT機器の活用が必要です。



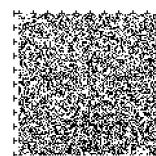
取組の内容

①早期療育の充実

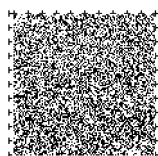
No.	事業名	方向性	担当課
47	児童発達支援センター	<p>○児童発達支援センターとして位置付けられた、しげはら園や民間事業所において、障害のある子どもや発達に遅れのある子どもに対し、基本的な生活習慣及び集団生活への適応性を養う早期療育を行うとともに、相談支援等の機能を整備します。</p> <p>◎障害福祉サービス事業所等の関係機関との連携を図り、療育に関わる人への支援を行います。</p>	子育て支援課
48	保育及び就学前教育の充実	<p>○障害のある子どもの理解と指導についての研修を深め、すべての保育園、幼児園等で障害のある幼児の受入れを行います。</p> <p>○保育士や保育教諭等の加配により、障害のある幼児の受入れ体制の充実を図ります。</p>	子ども課
49	保育カウンセラーの実施	<p>○臨床心理士が保育園、幼児園等に通園している障害のある子どもを観察し、保護者、保育者からの相談を受け、助言を行います。</p>	子ども課

②学校教育の充実

No.	事業名	方向性	担当課
50	刈谷市立刈谷特別支援学校での支援の充実	<p>○衣浦定住自立圏域(刈谷市、知立市、高浜市)の肢体不自由のある児童生徒にとって、安心安全に学校生活を送ることができるとともに、特色と魅力のある学校づくりに努めます。</p> <p>◎ICTを活用し、地域の学校との共同学習の機会を創出します。</p>	学校教育課
51	特別支援教育の推進	<p>○特別支援教育コーディネーターの各校への配置や、校内委員会の設置、研究会の開催、巡回相談の実施等を通じ、障害のある児童生徒への教育体制を整備し、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行います。</p>	学校教育課
52	個別教育支援計画	<p>○一人ひとりの習熟に合った個別の教育支援計画や、個別の指導計画を作成します。</p>	学校教育課

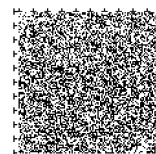


No.	事業名	方向性	担当課
53	インクルーシブ教育	○インクルーシブ教育の理念に基づき、国等の動向を踏まえ、地域の学校で障害のある児童生徒が学べる環境を整備します。	学校教育課
54	通級指導の充実	○言語障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）のある児童を対象とした通級指導教室を設置し、指導の充実に努めます。 ○注意欠陥多動性障害（ADHD）等の児童が増加していることを踏まえ、通級指導教室の拡大を県に要望します。	学校教育課
55	関係機関との連携 【重点】	○刈谷市障害者自立支援協議会を中心として、教育、医療、福祉、健康、労働等の各分野が連携する体制を整備します。 ○特別支援教育連携協議会の開催を通じ、教育、医療、福祉、健康、労働等の各分野が連携した児童生徒への支援に努めます。 ○障害のある児童について、小学校入学前に個別の教育支援計画を作成し、保育園、幼稚園等から小学校、中学校に至るまで、一体的な指導が行える体制を整備します。	福祉総務課 学校教育課
56	支援員・補助員の配置	○市内全小学校に学校教育活動支援指導補助員を配置するとともに、必要に応じて特別支援学級児童生徒支援指導補助員と肢体不自由児童生徒介助支援員を配置します。 ○より継続した指導を行うため、支援員・補助員の増員等、支援体制の強化を検討します。	学校教育課
57	学校施設のバリアフリー化の推進	○必要に応じてスロープの設置等を行うなど、学校施設のバリアフリー化を推進します。 ○学校施設の改築の際には、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点から建設を進めます。	教育総務課
58	就学相談・情報提供の充実	○就学指導委員会の開催や、就学相談、特別支援学校への体験入学等を通じ、障害のある児童生徒の就学を支援します。	学校教育課
59	障害のある子どもの進路指導の推進	○職場実習や卒業生からの進路を学ぶ会等の実施を通じ、障害のある児童生徒が、自身の将来の進路や職業を考える機会を設けます。	学校教育課



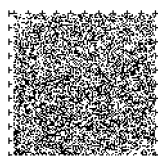
③子育て支援の充実

No.	事業名	方向性	担当課
60	放課後児童クラブの充実	○特別な配慮が必要な児童の受入に努めます。	子育て推進課
61	放課後子ども教室の充実	○特別な配慮が必要な児童の受入に努めます。	生涯学習課
62	レスパイト	○夏休み等の長期休暇における障害のある中・高校生等の日中活動の場の確保及び家族の休息を図るため、障害者支援施設等で日中において一時的に受け入れるレスパイト事業を実施します。	福祉総務課
63	児童発達支援	○障害のある子どもの身近な療育の場として、地域の障害のある子どもを対象に、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施します。	福祉総務課
64	放課後等デイサービス	○学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所づくりや訓練の場を提供する放課後等デイサービスを実施します。	福祉総務課
65	保育所等訪問支援	○保育園等を利用している障害のある子どもに対して、障害児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。	福祉総務課 子育て支援課
66	ファミリー・サポート・センターの充実	○ファミリー・サポート・センターに登録する援助会員への講習会等の実施により、障害のある子どもへの対応ができる会員の確保・養成に努めます。	子育て支援課



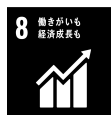
④医療的ケア児の支援

No.	事業名	方向性	担当課
67	医療的ケア児の保育・学習環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◎刈谷市立刈谷特別支援学校に看護師を配置し、安心安全な学習環境を提供します。 ◎長期欠席時でもタブレット端末を活用したオンラインによる学習支援を提供します。 ◎医療的ケアを必要とする子どもの保護者負担を軽減するとともに、対象児の学習環境等を確保し、自立を促すため、学校等における対象児の医療的ケアに係る訪問看護を提供します。 	福祉総務課 学校教育課
68	医療的ケア児への日常生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎医療的ケアが必要な子どもの身近な療育の場として、児童発達支援や、放課後等デイサービス等を実施します。 ◎刈谷市障害者自立支援協議会において、医療的ケア児及び家族への支援について、関係機関と協議します。 ◎医療的ケア児等コーディネーターを配置し、多様化する医療的ケアに関するニーズを把握し、地域で安心して生活できるよう関係機関との調整を行います。 ◎刈谷市内の医療的ケアを必要とする子どもの実数を把握し、支援を必要とする子どもへのアプローチを図ります。 	福祉総務課



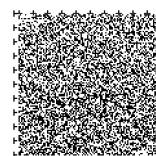
(2) 雇用・就労

主な関連
ゴール



現状・課題

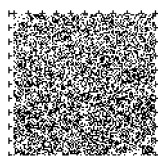
- 障害のある人の就労については、民間企業における就労や福祉的就労等があり、生活基盤の確保や生きがいの創出等、様々な観点から就労を促進する必要があります。本市では、障害のある人の雇用促進と職場定着を図るため、各種助成金等の啓発を国、県等と連携して実施しています。
- 民間企業における就労においては、令和5年度から障害のある人の法定雇用率が段階的に引き上げられ、令和8年度には2.7%となります。今後も障害のある人の雇用の支援や事業主・市民への理解促進のための啓発や情報提供等を強化することが必要です。
- 障害のある子どもへのアンケートでは、将来働くことの希望として一般就労を希望する回答が多くなっています。また、ヒアリングでは農業分野での障害のある人の就労支援等の希望もみられ、近年ではテレワーク等の情報通信機器を活用した働き方等も浸透してきています。一人ひとりの希望や状況等に応じた、多様な就労への支援が求められています。
- 令和6年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」)」の一部改正が施行され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。アンケートでは、差別等の経験の場所は精神障害のある人で「仕事を探すとき」と回答した割合が高くなっています。また、ヒアリングでは、差別・偏見等を感じる場面として団体、事業所共に「仕事や収入」が高くなっています。障害のある人の雇用拡大のために、企業の理解促進が重要です。



取組の内容

①雇用の場の拡大

No.	事業名	方向性	担当課
69	企業等への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の雇用義務制度や、企業の社会的責任等の啓発を行います。 ○パンフレット等の活用により、各種助成制度等の情報提供を行います。 	商工業振興課
70	就労支援ネットワーク【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の一般就労を促進するため、刈谷市障害者自立支援協議会を中心として、特別支援学校等の教育機関、公共職業安定所等の就労関係機関、就労移行支援を行う事業所、企業等と情報を交換し、連携を図ります。 	福祉総務課
71	市職員の障害者雇用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き障害者雇用率が法定雇用率を上回るよう職員の計画的な採用を行います。 ○職場のバリアフリー化や就労形態の工夫により、障害のある人が働きやすい環境づくりに努めます。 	人事課
72	障害者雇用企業の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○総合評価落札方式で行う工事入札において、障害のある人の雇用に積極的に取り組む企業を評価することにより、企業における障害のある人の雇用を促進します。 	契約検査課
73	障害者就業・生活支援センターとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○西三河南部西圏域の障害のある人の就労支援に関して中心的な役割を担う、障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図ります。 	福祉総務課
74	起業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○刈谷市市民活動支援基金の活用により、NPO法人の設立活動を支援します。 ○刈谷市民ボランティア活動センターにおける相談や講座等を通じ、NPO法人の設立活動を支援します。 	市民協働課
75	「農」と福祉の連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎農業に取り組む障害者就労施設等に対し、農作物の販路について支援を行います。 	農政課

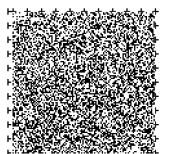


②個々に応じた就労支援

No.	事業名	方向性	担当課
76	就労移行支援	○福祉施設から一般就労等への移行に向けて、基礎的な訓練の実施、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後における職場定着等、障害のある人の就労移行支援事業を行います。	福祉総務課
77	就労継続支援	○一般就労が困難な障害のある人等を対象に、通所により働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業を行います。	福祉総務課
78	就労定着支援	○障害のある人の就労後における職場定着率の向上のために就労定着支援事業を行います。	福祉総務課

③総合的な就労支援施策の推進

No.	事業名	方向性	担当課
79	工賃水準の向上	○就労継続支援事業所等の工賃水準の向上を図るため、事業所製品の展示・販路拡大等に努めます。 ○「刈谷市障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」を市内に広く周知し、就労継続支援事業所等からの物品、役務の調達を拡大します。	福祉総務課 社会福祉協議会
80	就職支度金の支給	○社会復帰の促進を図ることを目的として、就労移行支援事業を利用している人が、訓練を終了し、就職等により自立する場合に就職支度金を支給します。	福祉総務課
81	障害のある人の雇用への理解促進 【重点】	○障害のある人を雇用している企業や企業で活躍している障害のある人の紹介を行うなど、障害者雇用への理解の促進を図ります。	福祉総務課



(3) スポーツ・文化芸術活動

主な関連
ゴール



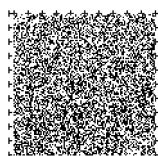
現状・課題

- 平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなっています。また、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、市町村において、視覚障害のある人等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することが規定されています。
- ヒアリングでは、スポーツや文化芸術活動の参加のための環境整備や、障害があっても楽しめるイベント等の開催等、機会の提供が求められています。各種法律に基づき、障害のある人の生活を豊かにするためのスポーツ・文化芸術活動等への参加支援体制の充実やバリアフリー等を進める必要があります。
- アンケートでは、スポーツや文化芸術活動への参加意向が知的障害、精神障害のある人で約2割みられます。今後の参加希望は「コンサート・映画・スポーツなどの鑑賞」と回答した割合が3障害とも高くなっています。また、活動するための条件は、身体障害、知的障害のある人で、「身近なところで活動できる」、精神障害のある人で「経済的な負担が少ない」が高くなっています。
- 図書館においては視覚障害のある人も利用できる図書（大活字本、点字絵本、LLブック）を配備するとともに、音声訳ボランティアによる録音図書の提供、朗読サービスの活動支援を行っています。引き続き、すべての人が読書にふれ、読書を通じて生活を豊かにするための支援が必要です。

取組の内容

①スポーツ・文化芸術活動の推進

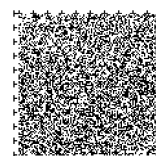
No.	事業名	方向性	担当課
82	スポーツ大会激励金	○スポーツ大会への参加を支援するため、全国大会等に出場する障害のある人に激励金を交付します。	福祉総務課
83	スポーツ活動への参加支援	○スポーツ活動への障害のある人の参加を支援するため、ボランティアや指導者の育成に努めます。 ○総合型地域スポーツクラブ等で、障害のある人も参加できるプログラムの提供に努めます。	スポーツ課



No.	事業名	方向性	担当課
84	スポーツ教室の開催	○一人でも多くの方がスポーツに親しめるよう、障害のある人が参加できるスポーツ教室を開催します。	福祉総務課 社会福祉協議会
85	文化芸術活動機会の充実	○障害のある人が開催・参加する作品展・文化展等を支援します。	文化観光課 福祉総務課 社会福祉協議会
86	企画展の無料化	○障害のある人が文化芸術作品にふれられるよう、企画展の無料化を実施します。	文化観光課

②参加しやすい環境の整備

No.	事業名	方向性	担当課
87	文化施設等のバリアフリー化の推進	○文化施設等において、障害のある人が安心して活動できる環境を整備します。 ●磁気ループシステムの使用により、聴覚障害のある人が参加しやすい環境づくりを進めます。 ◎市の主催事業において、手話通訳・要約筆記を設置し、市民が文化に親しむ機会を創出します。	文化観光課 生涯学習課
88	市立図書館サービスの充実	○大活字本や録音図書等の充実、対面朗読や音訳資料の配送サービスの充実を図り、視覚障害のある人の利用を促進します。 ○ボランティアによる朗読サービスの活動を支援します。 ◎電子図書館の利用を促進します。	生涯学習課



基本目標3 人にやさしいまちづくり

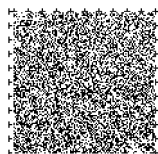
(1) まちづくり

主な関連
ゴール



現状・課題

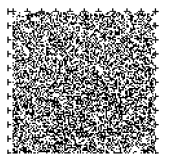
- 障害のある人が安心・安全に地域生活を送るためには、周辺環境のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進が必要です。本市において、計画的に公共施設のバリアフリー化を行っていますが、今後も引き続き、整備を進める必要があります。
- 公共交通等の移動手段については、刈谷市公共施設連絡バス「かりまる」が市民の身近な移動手段として定着しています。一方でアンケートでは、外出時に困っていることとして、身体障害のある人で「公共交通機関が少ない」と回答した割合が最も高くなっています。バスの運行本数の増便、運行ダイヤ、バス停の待合環境等とともに、車いすで移動する際の歩道や施設の整備等、障害のある人の移動についてさらなる環境整備が求められています。
- 災害対策においては、平常時からの災害に強い地域づくりや備蓄品等の確保が重要です。「災害対策基本法」が令和3年5月に改正され、避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。本市においても、個別避難計画の作成に向けて自主防災会や関係各課と協議を行い、具体的な手法を検討しています。
- アンケートでは、災害時の避難について知的障害のある人、障害のある子どもで、一人で避難できないと答える方が多く、災害時に困ることは身体障害のある人、知的障害のある人、障害のある子どもで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、精神障害のある人で「投薬や治療が受けられない」がそれぞれ最も高くなっています。知的障害のある人、障害のある子どもでは「周囲とコミュニケーションがとれない」も高くなっています。
- 障害のある人を含む避難行動要支援者については、災害時の避難場所に関する不安の声も多く聞かれます。本市では「避難所運営マニュアル」を作成し、災害時に配慮が必要な人を含めた対応を示しています。避難所における福祉スペースの確保や非常用電源やストーマ装具等の備蓄品における配慮、コミュニケーション支援ボードの配備等、多様な障害のある人への対応を進めています。
- ヒアリングでは、今後の必要な取組については、地域と連携した避難訓練や避難訓練を有効に行うための工夫に関する事、防災や災害対策に関する研修等に関する意見が比較的多くあげられています。また、災害発生時の情報伝達方法について周知、避難所における支援が求められています。



取組の内容

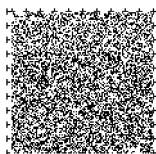
①ユニバーサルデザインのまちづくり

No.	事業名	方向性	担当課
89	公共施設等のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○新設する公共施設について、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を行います。 ○既存の公共施設について、利用者の要望を把握しながらバリアフリー化を推進します。 ○投票所入口の段差へのスロープ設置や、点字投票、代理投票等の制度について周知を行い、障害のある人が選挙に参加する機会を保障します。 	施設保全課 総務文書課
90	民間施設のバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の民間施設に対し、バリアフリー化に関する啓発活動を行います。 ○多くの市民が利用する医療機関や金融機関、飲食店等、公共性の高い民間施設のバリアフリー化に対し、補助を行うとともに、制度を周知し利用を促進します。 	建築課
91	わかりやすいサインの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の案内板等の新設、修正において、障害のある人にもわかりやすい表示や色彩、デザインとなるよう努めます。 	都市交通課



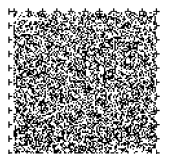
②安全な移動の確保

No.	事業名	方向性	担当課
92	刈谷市公共施設連絡バス「かりまる」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○刈谷市公共施設連絡バス「かりまる」を運行し、障害のある人や高齢者等の社会参加を促進します。 ○路線の再編やバス停のシェルター、ベンチ等の整備を推進します。 ◎運行事業者と共にバリアフリー教育の実施に取り組み、誰もが安心して利用できる環境を整えます。 	都市交通課
93	安全な歩行空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○電線類の地中化、自転車と歩行者の分離を行うなど、誰もが歩きやすい安全な歩行空間の創出を図ります。 ○段差の解消等を考慮した歩道整備等を推進します。 	道路建設課



③防災・防犯対策の推進

No.	事業名	方向性	担当課
94	防災に関する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○防災講話や地区の防災訓練等を通じて障害のある人への理解を深めるとともに、障害のある人の防災訓練への参加を促進します。 ○要望に応じて、障害者福祉施設等に対し防災知識の普及や啓発を行います。 	危機管理課 福祉総務課
95	避難行動要支援者の把握と地域のネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○地域、関係機関及び関係課が連携し、避難行動要支援者の把握を進めるとともに、個人情報等に配慮しながら情報の一元化と共有体制を整備します。 ○地域、関係機関及び関係課が連携し、避難行動要支援者の個別避難計画を作成していきます。 	危機管理課 福祉総務課
96	災害時等の情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時等に適切に情報を伝達できるよう多様な手段を活用し、障害特性に配慮した情報の伝達を行います。 	危機管理課
97	避難所等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所において障害のある人が生活に困らないよう、必要な配慮について共有化を図ります。 ○関係機関と連携し、一般避難所の福祉スペース、福祉避難所及び医療救護所の充実を図ります。 ○聴覚障害のある人に状況説明や物資の配給等の情報が伝わるよう、文字情報を提供します。 ○医師会等関係団体との連携のもと、災害時の医療体制を整備します。 	危機管理課 福祉総務課 健康推進課 子育て支援課 教育総務課
98	防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民だよりや刈谷市ポータルアプリ「あいかり」等を活用して家庭における防犯対策等の情報を提供し、注意を促します。 ○防犯協会等と連携した啓発活動により防犯意識の向上をめざします。 ◎警察及び地域と連携し、防犯灯や街頭防犯カメラの適切な設置及び維持管理等と併せ、より効果的な防犯対策を検討し、推進に努めます。 ○市民相談や消費生活相談を実施します。 ◎消費者安全確保地域協議会を通じて、社会福祉協議会や警察と連携しながら消費者被害防止の啓発に努めます。 	くらし安心課



(2) 障害と障害のある人への理解

主な関連
ゴール



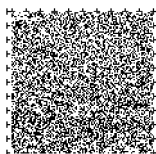
現状・課題

- 障害のある人は、様々な場面で差別や不利益等を感じています。アンケートでは、本市の障害者施策のうち、特に取り組む必要があるとされる『満足度が低く、重要度が高い』事項のうち3障害に共通するものは「障害と障害のある人への理解」となっています。「障害者差別解消法」では障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が定められていますが、障害者差別解消法の内容についての市民への周知・啓発は、まだ十分とは言えません。
- 平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、「誰一人取り残さない」という理念が掲げられています。誰もが障害のあるなしにかかわらず、相互に尊重し合える社会となるよう、市民一人ひとりの、障害や障害のある人に関する正しい理解を深めることが必要です。
- ヒアリングでは、共生社会の実現に向けて福祉実践教育等、教育についての意見や障害のある人・ない人にかかわらず交流できる機会の充実についての意見が多くあがっています。相互理解のためには、知識のみではなく、交流等を通じて実際にふれあえる機会があることが大切です。
- 令和6年4月に「障害者差別解消法」の一部改正が施行され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。事業者においても、障害のある人の特性や職場の状況を踏まえた合理的配慮について、理解を深めるとともに実践していくことが必要です。

取組の内容

①広報・啓発の推進

No.	事業名	方向性	担当課
99	市民の理解促進 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ○市民だよりやホームページ、社会福祉協議会の機関紙等を通じ、障害や障害のある人への理解を進める広報・啓発活動を行います。 ○障害特性の理解と対応方法について広報・啓発活動を行います。 ○障害者週間の周知やヘルプマーク等、障害のある人に関するマーク等の普及・啓発を図ります。 ○障害を理由とする差別の解消を推進するため、「障害者差別解消法」の周知を行います。 	福祉総務課 社会福祉協議会



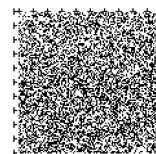
No.	事業名	方向性	担当課
100	市職員の理解促進	○市職員を対象として福祉体験研修等を実施し、障害の特性や障害のある人についての理解の促進を図ります。	人事課 福祉総務課

②福祉教育の推進

No.	事業名	方向性	担当課
101	学校における福祉教育の推進	○小中学校において、社会福祉協議会との連携による福祉実践教育を実施します。講義やボランティア体験学習等の実施により、障害者福祉等に関する知識や理解を深め、将来的なボランティアの担い手の育成を図ります。 ○小中学校の「総合的な学習の時間」等の中で、福祉をテーマとした学習を進めます。 ○交流学习を通じて、障害のある児童生徒についての正しい理解と接する上で必要な配慮を身に付けていきます。	学校教育課 社会福祉協議会
102	教職員の障害者理解	○小中学校の教職員を対象に研修等を実施し、障害と障害のある児童生徒についての知識を深めます。	学校教育課

③交流活動の推進

No.	事業名	方向性	担当課
103	施設祭り・イベントの開催支援	○障害者支援施設等において、地域住民との交流が図られるよう、夏祭り等のふれあいの場づくりを支援します。 ○障害のある人に対し、各種行事等に障害のある人が参加しやすくなるよう、啓発を行います。	福祉総務課 社会福祉協議会
104	児童生徒の交流	○障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解を深めるため、特別支援学校と小中学校、児童発達支援センターと保育園、幼児園等との交流の機会を設けます。	子ども課 学校教育課



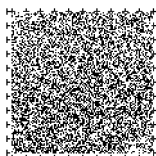
(3) 地域福祉の推進

主な関連
ゴール



現状・課題

- 本市では、「第4次刈谷市地域福祉計画」において“参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち”を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現に向けて地域における福祉活動の活性化や支援体制に関する事項を定めています。
- 福祉分野の方向性として、令和3年4月に施行された改正社会福祉法により、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、福祉部門における庁内連携や関係機関との連携、地域づくりの活性化により一層取り組む必要があります。
- 市内では、様々な当事者団体が活動しており、会員相互の連携や障害の理解を促進する取組を行っていますが、多くの団体で会員数の減少が課題となっており、加入促進のための団体の周知が必要です。
- ボランティア団体は、障害のある人のコミュニケーション支援や相互理解等に関して重要な役割を担っています。アンケートでは、障害のある人が受けたいボランティアとして「緊急時の連絡や応対」と回答した割合がいずれの障害においても高くなっており、マッチングやニーズに応じたボランティアの育成も求められています。ヒアリングでは、サービス事業所においても、ボランティアの参加受入れの仕組みづくりや情報提供、地域の人との交流の機会の創出が求められており、多様な主体との連携やコーディネート等も必要です。
- 障害当事者の重要な活動の一つに、ピアサポート活動があります。ヒアリングでは、事業所においてピアサポートに従事する方がいる割合は約3%となっており、ピアサポーターの育成、強化が必要です。



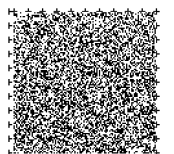
取組の内容

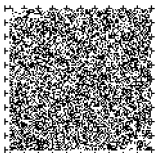
①地域福祉活動の推進

No.	事業名	方向性	担当課
105	ボランティアの育成と活動支援	○刈谷市民ボランティア活動センターと社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティアに関する情報提供や相談、活動のコーディネートを行います。	市民協働課 社会福祉協議会
106	地域住民の理解と支援	○障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境づくりや、災害時の避難支援の充実に向け、地域の支えあい・助けあい活動を促進します。 ○地区社会福祉協議会の活動支援を行い、地域の支えあい・助けあい活動を促進します。	福祉総務課 社会福祉協議会
107	障害のある人の社会貢献活動の支援	○障害のある人が他の障害のある人を支援する「ピアサポート」「ピアカウンセリング」等の障害のある人が行う社会貢献活動を促進します。	福祉総務課

②関係団体との連携

No.	事業名	方向性	担当課
108	民生委員・児童委員の活動促進	○地域の福祉活動の相談役、推進役として重要な役割を担う民生委員・児童委員に対し、障害や障害のある人に関する知識を深めるための研修等の開催や、関係機関との連携について支援します。	福祉総務課
109	当事者団体の活動への支援と交流促進	○活動場所や情報の提供等を通じ、団体の主体性を尊重した活動支援を行います。 ○希望する人が加入できるよう、当事者団体の活動のPRを行います。	福祉総務課

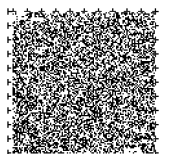




第3部

第7期刈谷市障害福祉計画

第3期刈谷市障害児福祉計画



第1章 サービス利用の状況

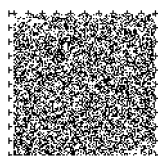
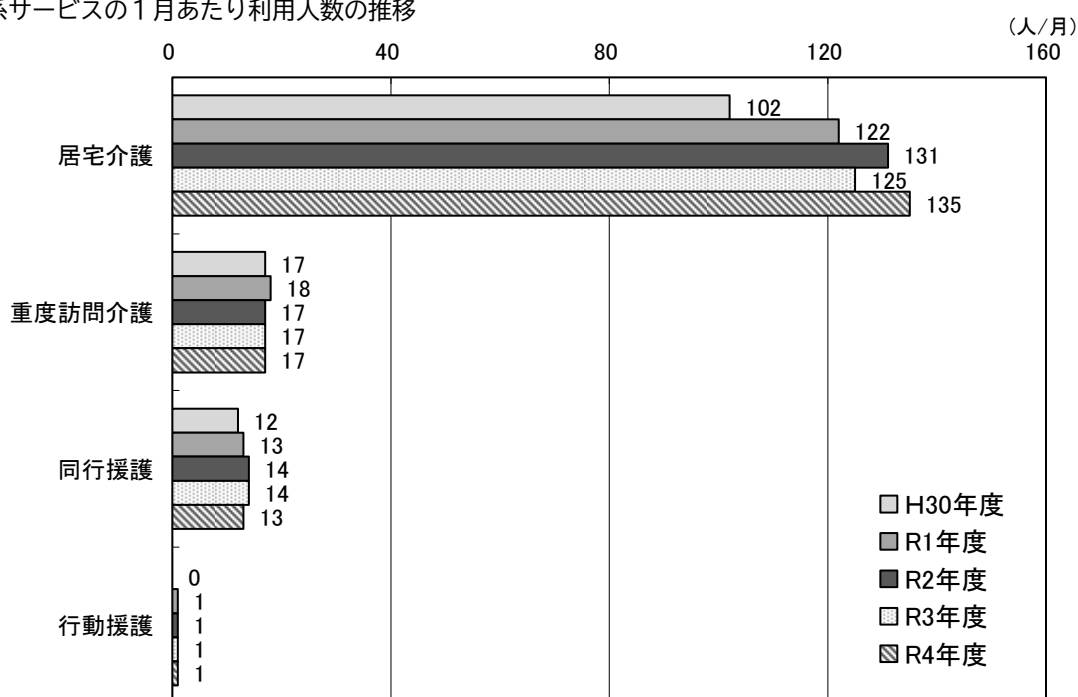
1 障害福祉サービス等の提供状況

(1) 訪問系サービス

○居宅介護の利用は、増減しながら増加傾向となっています。

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
居宅介護	人/月	102	122	131	125	135
	時間/月	1,462	2,066	2,615	2,545	3,124
重度訪問介護	人/月	17	18	17	17	17
	時間/月	3,006	4,070	4,096	4,538	4,462
同行援護	人/月	12	13	14	14	13
	時間/月	99	112	122	107	106
行動援護	人/月	0	1	1	1	1
	時間/月	0	18	16	25	36
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0

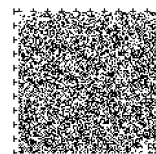
■訪問系サービスの1月あたり利用人数の推移



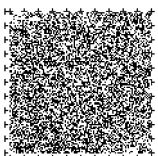
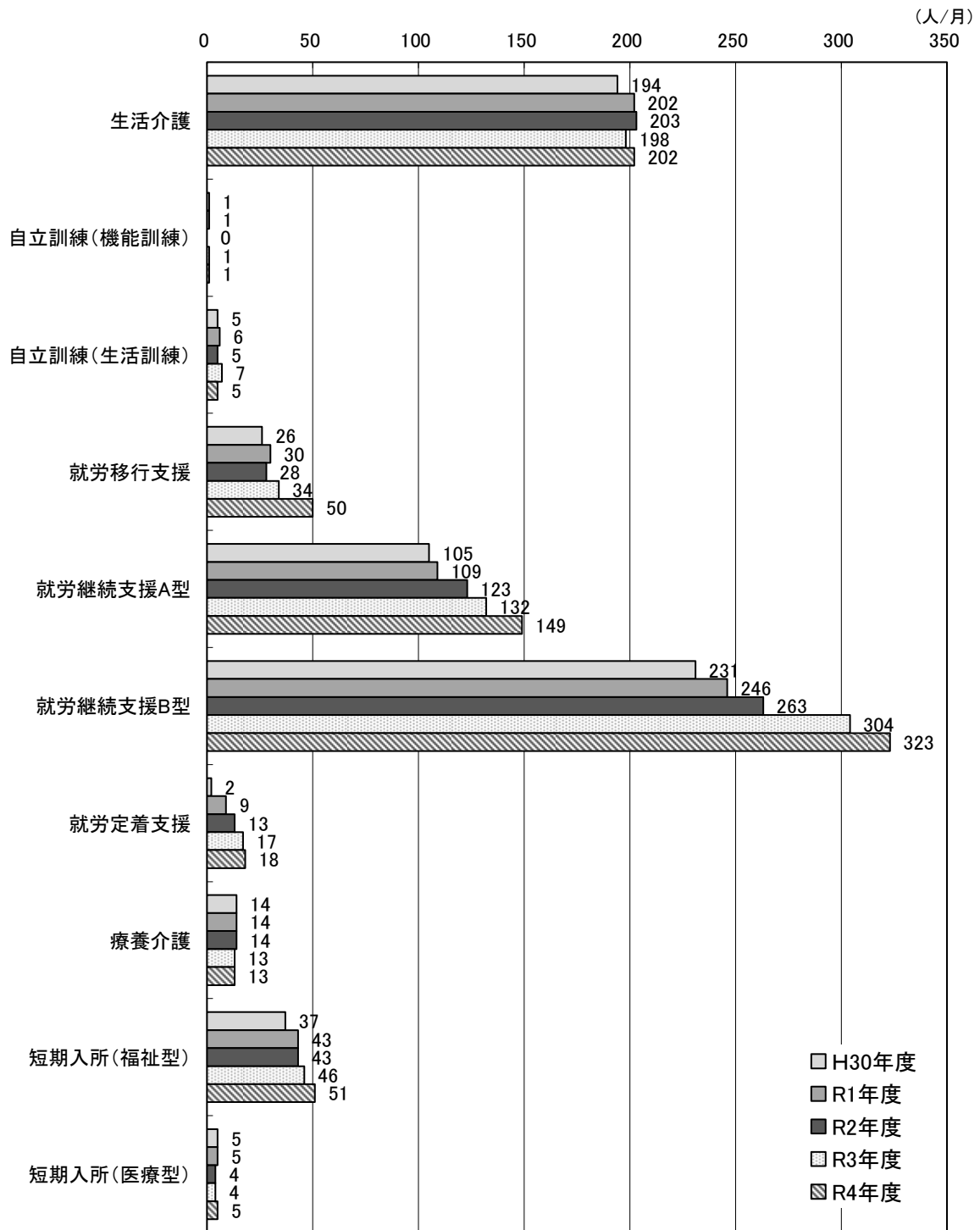
(2) 日中活動系サービス

○就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、短期入所（福祉型）は、利用が増加しており、特に、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用が急増しています。

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
生活介護	人/月	194	202	203	198	202
	人日/月	3,999	3,872	3,926	3,861	3,865
自立訓練 （機能訓練）	人/月	1	1	0	1	1
	人日/月	14	4	0	3	5
自立訓練 （生活訓練）	人/月	5	6	5	7	5
	人日/月	34	45	44	59	50
就労移行支援	人/月	26	30	28	34	50
	人日/月	436	480	475	599	831
就労継続支援（A型）	人/月	105	109	123	132	149
	人日/月	2,044	2,112	2,378	2,595	2,891
就労継続支援（B型）	人/月	231	246	263	304	323
	人日/月	3,996	4,272	4,561	5,134	5,418
就労定着支援	人/月	2	9	13	17	18
療養介護	人/月	14	14	14	13	13
短期入所 （福祉型）	人/月	37	43	43	46	51
	人日/月	274	344	327	390	367
短期入所 （医療型）	人/月	5	5	4	4	5
	人日/月	25	22	22	23	27



■日中活動系サービスの1月あたり利用人数の推移



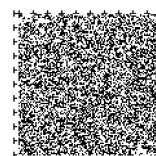
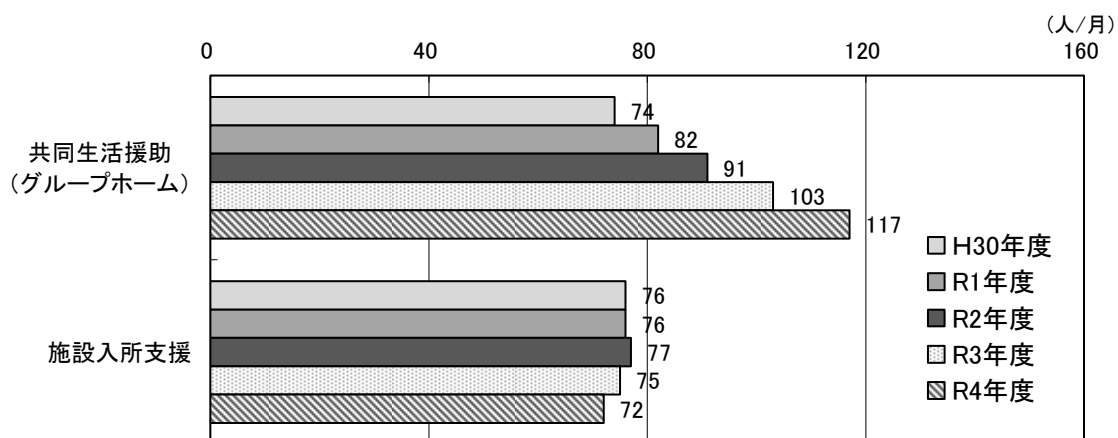
(3) 居住系サービス

○共同生活援助（グループホーム）は、利用が増加しています。

○施設入所支援は、利用が減少しています。

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	74	82	91	103	117
施設入所支援	人/月	76	76	77	75	72

■居住系サービスの1月あたり利用人数の推移



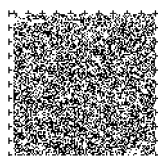
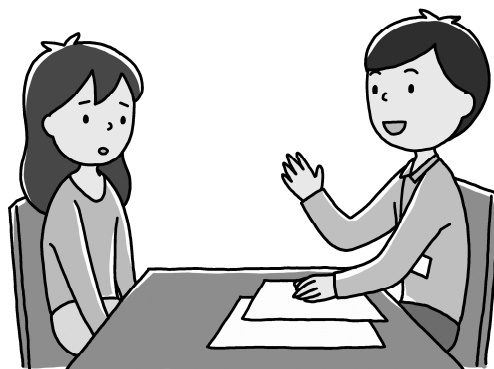
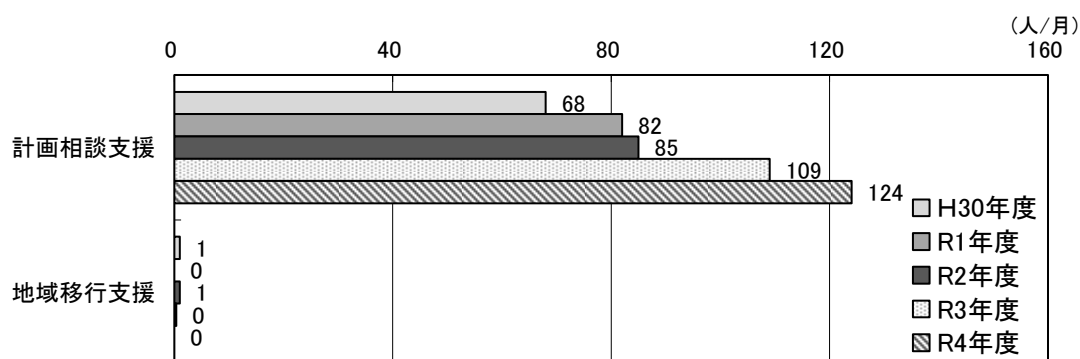
(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

○計画相談支援（サービス利用計画の作成）は、利用が増加しています。

○地域定着支援は、平成24年度から位置付けられているサービスですが、まだ本市での利用はありません。

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
計画相談支援	人/月	68	82	85	109	124
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0

■相談支援の1月あたり利用人数の推移



2 地域生活支援事業の利用状況

○手話通訳者派遣事業、日中一時支援事業で利用が増加しています。

①理解促進研修・啓発事業

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有

③相談支援事業

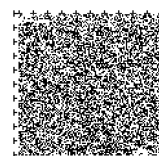
区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
基本相談支援事業	か所	4	4	4	5	5
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
成年後見制度利用支援事業	件	3	1	0	0	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有

⑤意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業	件	251	272	267	246	301
要約筆記者派遣事業	件	21	17	25	16	40



⑥日常生活用具給付等事業

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
介護訓練支援用具	件	0	7	7	8	11
自立生活支援用具	件	10	8	20	19	18
在宅療養等支援用具	件	23	31	40	54	22
情報・意思疎通支援用具	件	17	18	29	17	18
排せつ管理支援用具	件	2,167	2,346	2,503	2,547	2,386
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	0	0	0	0

⑦手話奉仕員養成研修事業

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	13	13	0	16	20

⑧移動支援事業

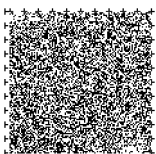
区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
移動支援事業	人/月	111	104	73	80	83
	時間/月	1,034	1,010	627	623	669

⑨地域活動支援センター事業

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
地域活動支援センター事業	か所	6	6	6	5	5
	人/月	63	63	55	57	50

⑩任意事業

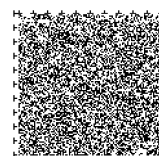
区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
移動入浴事業	人/月	7	9	9	7	6
日中一時支援事業	人/月	42	61	63	66	73
	回/月	222	408	466	472	528
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	講座数	4	4	3	3	4
	定員数	180	180	60	64	84
文化芸術活動振興	講座数	5	5	5	6	6
	定員数	100	100	100	68	106
自動車運転免許取得・改造助成	人	7	9	11	7	9



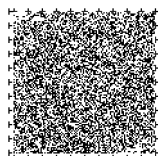
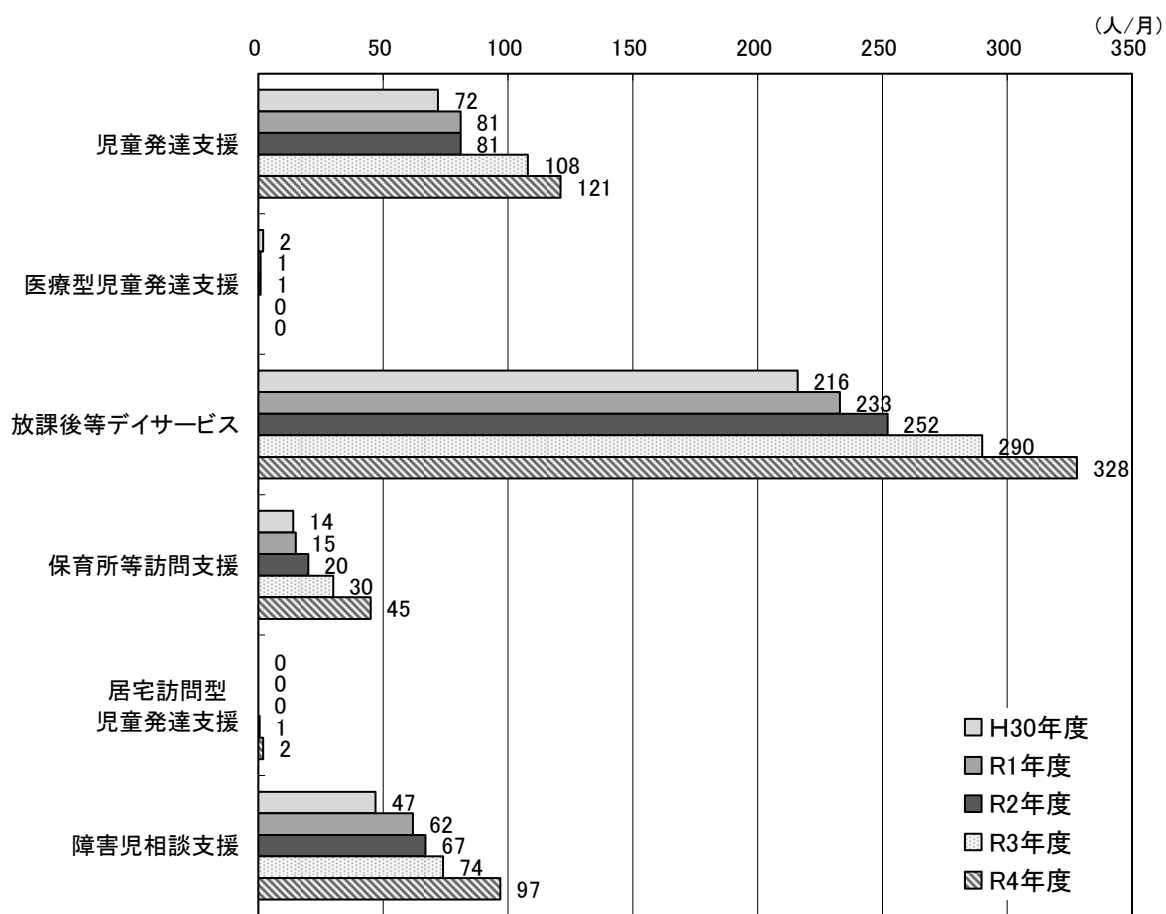
3 障害児通所支援等の利用状況

○児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は、市内事業所が増加したため、利用が急増しています。

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
児童発達支援	人/月	72	81	81	108	121
	人日/月	881	1,019	1,024	1,289	1,518
医療型児童発達支援	人/月	2	1	1	0	0
	人日/月	14	9	7	0	0
放課後等デイサービス	人/月	216	233	252	290	328
	人日/月	2,458	2,720	3,143	3,610	4,217
保育所等訪問支援	人/月	14	15	20	30	45
	人日/月	16	16	20	31	49
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	2
	人日/月	0	0	0	1	4
障害児相談支援	人/月	47	62	67	74	97
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	3	4	6	6



■児童福祉法に基づくサービスの1月あたり利用人数の推移



4 市内事業所の状況

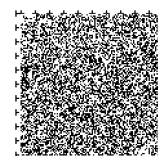
本市で障害福祉サービス等を提供する事業所は、増加傾向にあります。種類によっては不足あるいは提供されていないサービスもあります。また令和7年度以降に新たに始まるサービスもあるため、見込み量を確保するためにも新たな事業所の参入を促進する必要があります。

第6期刈谷市障害福祉計画・第2期刈谷市障害児福祉計画策定時の令和2年度と比較して、主なものとして、就労継続支援B型が4事業所増加、共同生活援助（グループホーム）が5事業所増加、児童発達支援が8事業所増加、放課後等デイサービスが10事業所増加しています。

■市内事業所の状況

種類		事業所数	
障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護	16
		重度訪問介護	16
		同行援護	7
		行動援護	0
	日中活動系サービス	生活介護	10
		自立訓練（機能訓練）	0
		自立訓練（生活訓練）	2
		就労移行支援	6
		就労継続支援A型	8
		就労継続支援B型	17
		就労定着支援	3
		短期入所	6
	居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	10
		施設入所支援	2
	相談支援	計画相談支援	6
		地域移行支援	2
地域定着支援		2	
地域生活支援事業	移動支援	9	
	地域活動支援センター	1	
	移動入浴	2	
	日中一時支援	5	
障害児通所支援等	児童発達支援	16	
	放課後等デイサービス	27	
	保育所等訪問支援	5	
	障害児相談支援	3	

令和5年9月現在



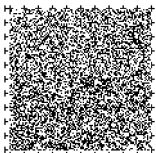
第2章 成果目標の設定

1 国の成果目標

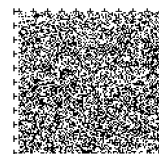
国の示す基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、目標を設定し、それらの達成をめざし、施策を推進します。

■国の示す成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

番号	項目	内容
1	地域生活移行者数	・令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
	施設入所者数	・令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※成果目標の設定は県	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ・精神病床における65歳以上の1年以上の入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数を目標値として設定 ・精神病床における早期退院率： 3か月後68.9%以上 6か月後84.5%以上 1年後91.0%以上
3	地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までの間、市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討 ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において新規ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
4	一般就労移行者数	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所全体の5割以上
	就労移行支援における一般就労移行者数	・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.31倍以上



番号	項目	内容
4	就労継続支援A型における一般就労移行者数	・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.29倍以上
	就労継続支援B型における一般就労移行者数	・令和8年度中の移行者数が、令和3年度実績の1.28倍以上
	就労定着支援事業の利用者数	・令和8年度中の利用者数が、令和3年度実績の1.41倍以上
	就労定着支援事業の就労定着率	・令和8年度中の就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上
5	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	・令和8年度末までに、児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置 ・令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	・令和8年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	・令和8年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
	医療的ケア児支援のための協議の場	・令和8年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	・令和8年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置
6	相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	・令和8年度末までに、市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
7	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	・令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築



2 本市の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市の令和4年度末の施設入所者数は、72人です。

施設入所者が高齢化・重度化している状況に鑑み、令和8年度末において3人が地域生活へ移行することを目標とします。

また、施設入所者数の削減については、強度行動障害のある人等への対応等、一定の必要性があることも踏まえ、令和8年度末における施設入所者数は、68人を目標とします。

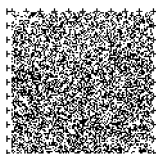
項目	基準値
令和4年度末の施設入所者数	72人

【本市の成果目標】

項目	目標 (R8年度)
地域生活への移行者数	3人 (基準値の4.2%)
施設入所者数	68人 (基準値の5.6%削減)

【目標達成に向けた取組】

- 基幹相談支援センターをはじめ、各関係機関との連携により、地域で生活するために必要な障害福祉サービスを利用できるよう、支援ニーズの把握に努めます。
- 地域生活への移行先となるグループホーム等の整備を促進するとともに、運営補助等の必要な支援を行います。
- 強度行動障害のある人を受け入れる事業所の拡充を図るため、運営補助を行います。
- 重症心身障害のある人を受け入れる短期入所事業所への運営補助を行います。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

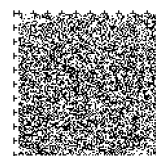
精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、令和8年度末における活動指標を下記のように設定します。

【本市の活動指標】

項目	R6年度	R7年度	R8年度
保健・医療・福祉等の関係者及び当事者団体による協議の場の開催回数	2	2	2
保健・医療・福祉等の関係者及び当事者団体による協議の場への関係者の参加者数	12	12	12
保健・医療・福祉等の関係者及び当事者団体による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障害のある人の地域移行支援の利用者数	2	2	2
精神障害のある人の地域定着支援の利用者数	1	1	1
精神障害のある人の共同生活援助の利用者数	47	55	65
精神障害のある人の自立生活援助の利用者数	1	1	1
精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）の利用者数	4	4	4

【目標達成に向けた取組】

○精神障害のある人の家族に対する支援の充実に向け、保健、医療・福祉等の関係者及び当事者団体による協議の場を活用し、地域包括ケアシステムの具体化を進めます。



(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の集約等を行う拠点等を面的整備により確保しています。

【本市の成果目標】

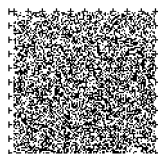
項目	目標（R8年度）
地域生活支援拠点等の整備	実施
地域生活支援拠点等の運営状況の検証・検討	年1回以上
強度行動障害を有する人への支援体制の整備	実施

【本市の活動指標】

項目	R6年度	R7年度	R8年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	1	1	1
コーディネーターの配置人数	1	1	1
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	3	3	3

【目標達成に向けた取組】

- 地域生活支援拠点の運営状況を検証し、各機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実に向けた検討を行います。
- 強度行動障害のある人を受け入れる事業所の拡充を図るため、運営補助を行います。
- コーディネーター、緊急時の受入事業所、市による情報共有ネットワークにより、緊急時の円滑な受入れを図ります。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

本市の福祉施設利用者のうち、令和3年度の一般就労移行者数は29人です。

令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数を、令和3年度実績の29人から40人（就労移行支援15人、就労継続支援A型21人、就労継続支援B型4人）に増やすことを目標とします。

就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合が全体の50%以上とする目標とします。

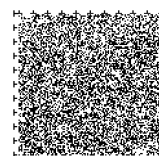
また、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の26人から37人に増やすことを目標とします。

加えて、令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とする目標とします。

項目	基準値
令和3年度の就労移行支援事業等からの一般就労への移行者数	29人
うち就労移行支援事業からの移行者数	11人
うち就労継続支援A型事業からの移行者数	16人
うち就労継続支援B型事業からの移行者数	0人
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	26人

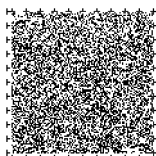
【本市の成果目標】

項目	目標（R8年度）
一般就労への移行者数	40人 (基準値の1.38倍)
うち就労移行支援事業からの移行者数	15人 (基準値の1.36倍)
うち就労継続支援A型事業からの移行者数	21人 (基準値の1.31倍)
うち就労継続支援B型事業からの移行者数	4人 (令和2年度実績の1.33倍)
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	50%以上
就労定着支援事業利用者数	37人 (基準値の1.42倍)
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%以上



【目標達成に向けた取組】

- 就労移行支援や就労定着支援等の活用を促進します。
- 刈谷市障害者自立支援協議会において、障害のある人が経済的にも自立して生活するために、一般就労に向けた検討を引き続き行います。
- 障害のある人の雇用を促進するため、引き続き企業に対する働きかけを行います。
- 優先調達の促進等により、障害のある人の賃金・工賃向上につなげ、就労意欲の向上を図ります。



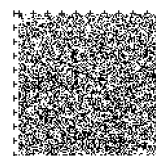
(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針では、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保、令和8年度末までに各市町村において、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置することとしています。

本市では、児童発達支援センター、保育所等訪問支援、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、すでにサービスの提供体制が確立されています。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置や医療的ケア児等に関するコーディネーターも配置されています。そのため、これらの障害のある子どもに対する支援の提供体制の維持と一層の充実を図ることを目標とします。

【本市の成果目標】

項目	目標（R8年度）
児童発達支援センターの設置	1か所以上
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	1か所以上
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所以上
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有

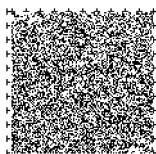


【本市の活動指標】

項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	6	6	6
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者（保護者）数	15	15	15
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者（支援者）数	1	1	1
ペアレントメンターの人数	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	20	20	20

【目標達成に向けた取組】

- 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、福祉・教育・保育等の分野において連携がとりやすい体制を整えていくとともに、医療的ケア児支援の周知を行います。
- 保護者が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識を身に付け、適切な対応をするための支援体制を構築します。



(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、令和8年度末までに、基幹相談支援センターの設置とともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとしています。

本市では、基幹相談支援センターはすでに設置しているため、相談支援体制の一層の充実・強化を図ることを目標とします。

【本市の成果目標】

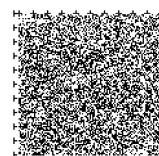
項目	目標 (R8 年度)
基幹相談支援センターの設置	有

【本市の活動指標】

項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	7	7	7
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2	2	2
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4	4	4
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	4	4	4
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	8	8	8
協議会の専門部会の設置数	5	5	5
協議会の専門部会の実施回数	16	16	16

【目標達成に向けた取組】

- 相談支援体制を充実・強化するため、障害の種別や手帳の有無にかかわらず各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
- 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言及び人材育成のための研修等を実施し、地域の相談支援機関との連携強化を進めます。
- 刈谷市障害者自立支援協議会の部会や連絡会において相談支援事業所同士の意見交換及び情報共有を図ります。



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等は多様化しており、障害のある人のニーズに合わせた障害福祉サービス等を提供するため、サービスの質を向上させる体制を構築することを目標とします。

【本市の成果目標】

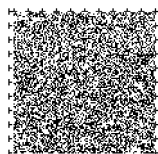
項目	目標 (R8 年度)
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	実施

【本市の活動指標】

項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	20	20	20
障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	12	12	12

【目標達成に向けた取組】

- 障害者総合支援法をはじめ関係法令の理解促進のため、市職員が各種研修に参加し、知識習得に努めます。
- 指導監査結果について引き続き共有するとともに、共通項目等について各事業所へ周知することにより、類似事例の発生防止を図ります。



第3章 障害福祉サービス等の見込み

1 障害福祉サービスの見込み

障害福祉サービスの内容と見込み量は以下のとおりです。

(1) 訪問系サービス

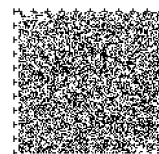
■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等をします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	人/月	125	135	139	144	149	154
	時間/月	2,545	3,124	3,697	3,830	3,963	4,096
重度訪問介護	人/月	17	17	16	16	16	16
	時間/月	4,538	4,462	4,073	4,003	4,003	4,003
同行援護	人/月	14	13	10	9	8	7
	時間/月	107	106	80	78	70	61
行動援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	25	36	31	36	36	36
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※各年度月平均実績（令和5年度のみ8月までの実績）



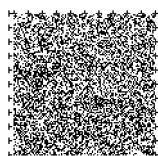
【見込み量の確保の方策】

○居宅介護、重度訪問介護では、今後のサービス需要の増大に備え、引き続き幅広い事業者の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障害のある人が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的または精神に障害のある人が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障害のある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある人の就労を支援します。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
福祉型短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合に、障害のある人を短期間障害者支援施設等へ入所させ、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
医療型短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合に、重症心身障害児・者等の重い障害のある人を短期間医療機関等へ入所させ、医療の管理の下で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。



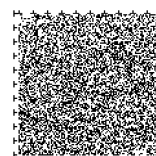
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	人/月	198	202	207	208	209	210
	人日/月	3,861	3,865	3,968	4,056	4,076	4,095
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	2	2	2	2
	人日/月	3	5	18	18	18	18
自立訓練 (生活訓練)	人/月	7	5	4	4	4	4
	人日/月	59	50	41	41	41	41
就労選択支援	人/月				0	1	3
就労移行支援	人/月	34	50	50	57	65	74
	人日/月	599	831	842	1,004	1,145	1,304
就労継続支援A型	人/月	132	149	158	173	190	208
	人日/月	2,595	2,891	2,975	3,401	3,735	4,089
就労継続支援B型	人/月	304	323	342	371	403	438
	人日/月	5,134	5,418	5,764	6,443	6,998	7,606
就労定着支援	人/月	17	18	16	18	21	24
療養介護	人/月	13	13	14	14	14	14
短期入所 (福祉型)	人/月	46	51	54	57	60	64
	人日/月	390	367	392	439	462	493
短期入所 (医療型)	人/月	4	5	6	6	6	6
	人日/月	23	27	32	35	35	35

※各年度月平均実績（令和5年度のみ8月までの実績）

【見込み量の確保の方策】

- 生活介護については、特に身体障害のある人、知的障害のある人のニーズが高く、継続的な利用を希望する傾向がみられるため、今後の利用者の増加に備え、幅広い事業者の参入を促進します。
- 就労継続支援B型については、特に知的障害のある人や精神障害のある人のニーズが高く、障害のある人の就労の実現のため、事業所参入の促進を図りつつ、ハローワーク等関係機関と連携しながらサービス提供体制を整備します。
- 短期入所については、特に身体障害のある人、知的障害のある人のニーズが高いサービスであるため、今後も事業所の確保に努めます。



(3) 居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で一人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。

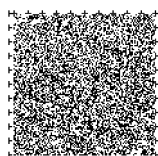
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	103	117	124	138	153	170
施設入所支援	人/月	75	72	73	71	70	68

※各年度月平均実績（令和5年度のみ8月までの実績）

【見込み量の確保の方策】

- 自立生活援助については、入所施設やグループホームの利用者に対する情報提供により、利用促進を図ります。
- グループホームは、地域生活への移行を推進する上でも重要な役割を担うサービスであるため、運営費用に対する補助事業を周知し、幅広い事業者の参入を推進します。
- グループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援等を組み合わせることにより、地域生活への移行を支援します。



(4) 相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援をします。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援をします。

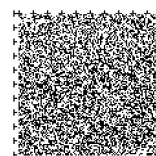
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	人/月	109	124	121	133	147	162
地域移行支援	人/月	0	0	1	2	2	2
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

※各年度月平均実績（令和5年度のみ8月までの実績）

【見込み量の確保の方策】

- 計画相談支援については、今後の利用者の増加に備えて幅広い事業者の参入を促進し、支援を必要とする利用者に対するサービス利用の調整やモニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域移行支援、地域定着支援については、刈谷市障害者自立支援協議会をはじめとする関係機関の連携により、施設入所者や入院中の精神障害のある人、単身で障害のある人が地域で生活できるよう、必要とする人に対する周知を図ります。



2 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。

地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」があり、各種事業の見込み量を設定します。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

■サービスの内容

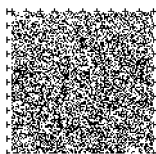
障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込み量の確保の方策】

- 障害や障害のある人への理解を深めるため、市民だよりやホームページ、社会福祉協議会の機関誌等による広報・啓発活動を行います。
- ヘルプマークや災害時障害者支援用バンダナ、障害のある人に関するマーク等の普及・啓発を図ります。



(2) 自発的活動支援事業

■サービスの内容

障害のある人、その家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込み量の確保の方策】

○活動場所の提供等の支援を通じて当事者団体の主体性の醸成を図り、障害のある人の生きがいづくりを促進します。

(3) 相談支援事業

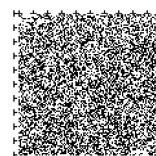
■サービスの内容

障害のある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害者相談支援事業	か所	5	5	6	6	6	6
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターの年度の実績は、4月1日時点の実施か所数



【見込み量の確保の方策】

- 相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業所等に対する専門的な指導、助言、情報収集、人材育成等を行い、地域における相談支援機能の強化を図ります。
- 障害のある人の一般賃貸住宅への入居希望に関する相談等、必要な支援体制を確保します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■サービスの内容

知的障害のある人または精神障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる費用のすべてまたは一部を補助します。

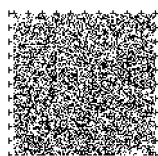
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度利用支援事業	件	0	1	0	2	2	2

※令和5年度は、4月から9月までの6か月分の実績を2倍したものの

【見込み量の確保の方策】

- 多くの方が利用できるように制度利用の要件緩和を検討します。
- 成人年齢が18歳に引き下げられたことにより、成年後見制度の利用対象年齢も引き下げられたため、制度の利用促進のための情報提供を進めます。



(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■サービスの内容

判断能力が不十分な障害のある人で、適切な後見人等が得られないときに社会福祉法人等が後見人となり財産管理等の法律行為について支援します。

■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込み量の確保の方策】

- 本市では、受任者調整会議において、本人の状況に適した後見人候補の選出について協議します。
- 社会福祉協議会が法人後見を受任できるよう支援します。

(6) 意思疎通支援事業

■サービスの内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通に支障がある人を手話通訳者の設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣等により支援します。

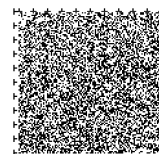
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業	件	246	301	276	277	278	279
要約筆記者派遣事業	件	16	40	30	35	40	46

※手話通訳者設置事業を除く令和5年度の実績は、4月から9月までの6か月分の実績を2倍したものの

【見込み量の確保の方策】

- 手話通訳者及び要約筆記者養成講座を通じて、人材確保に努めるとともにサービスの質の向上を図ります。



(7) 日常生活用具給付等事業

■サービスの内容

障害のある人に対して、日常生活用具費等を給付します。

■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	件	8	11	8	8	8	8
自立生活支援用具	件	19	18	20	25	31	39
在宅療養等支援用具	件	54	22	28	27	26	25
情報・意思疎通支援用具	件	17	18	28	31	35	39
排せつ管理支援用具	件	2,547	2,386	2,712	2,812	2,916	3,024
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は、4月から9月までの6か月分の実績を2倍したもの

【見込み量の確保の方策】

○日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び利用に関する情報提供を行い、利用を支援します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

■サービスの内容

聴覚障害のある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を開催します。

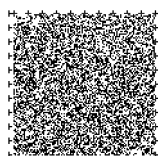
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	16	20	23	20	20	20

※令和5年度の実績は、9月末時点の受講者数

【見込み量の確保の方策】

○手話奉仕員の養成研修を継続的に開催するとともに、現行よりも水準の高い講座の開催について、検討します。



(9) 移動支援事業

■サービスの内容

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。

■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
移動支援事業	人/月	80	83	97	107	118	130
	時間/月	623	669	714	888	980	1,079

※人/月は、実利用人数（令和5年度のみ8月までの実績）

【見込み量の確保の方策】

- 「移動支援事業ガイドライン」の周知を進めるとともに、利用者の状況やニーズに応じたサービスの提供に努めます。
- 事業者の情報を周知するとともに、圏域内における幅広い事業者の参入を促進します。

(10) 地域活動支援センター事業

■サービスの内容

障害のある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

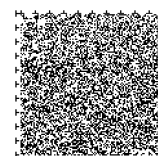
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援センター事業	か所	5	5	6	6	6	6
	人/月	57	50	56	54	53	51

※人/月は、実利用人数（令和5年度のみ8月までの実績）

【見込み量の確保の方策】

- サービス提供事業者と連携し、創作的活動及び地域交流の場として、利用者のニーズに合ったサービス内容の提供を検討します。



【任意事業】

地域生活支援事業の任意事業では、障害のある人や家族の生活、社会参加、就労等を支援するため必要なサービスを提供します。各種事業の見込み量を以下のように設定します。

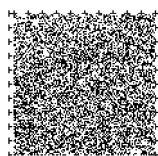
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
日常生活支援							
移動入浴事業	人/月	7	6	7	7	7	7
日中一時支援事業	人/月	66	73	78	83	88	94
	回/月	472	528	599	637	676	722
社会参加支援							
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	講座数	3	4	4	4	4	4
	定員数	64	84	124	124	124	124
文化芸術活動振興	講座数	6	6	6	6	6	6
	定員数	68	106	106	106	106	106
自動車運転免許取得・改造助成	人	7	9	8	8	8	8

※人/月は、実利用人数（令和5年度のみ8月までの実績）
（但し自動車運転免許取得・改造助成の令和5年度は4月から9月までの6か月分の実績を2倍したもの）

【見込み量の確保の方策】

○日中一時支援については、特に知的障害のある人、障害のある子どもの利用ニーズが高まっていることから、圏域内における幅広い事業者の参入を促進しながら、引き続き事業を必要とする人へのサービス提供体制を確保します。



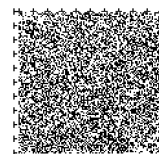
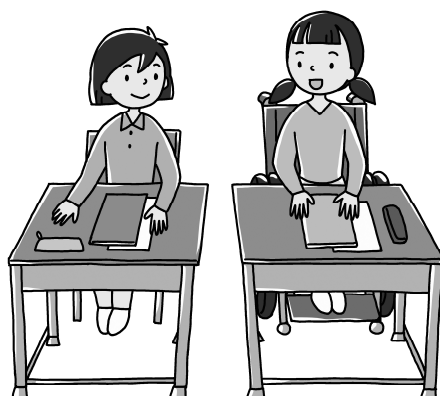
3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み

(1) 障害児通所支援等

障害児通所支援等に関するサービスの見込み量を以下のように設定します。

■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育園等を利用している障害のある子どもに対して、障害児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で障害児通所支援を利用することが著しく困難な障害のある子どもに対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。



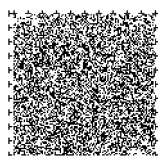
■サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	人/月	108	121	136	155	176	200
	人日/月	1,289	1,518	1,684	1,960	2,225	2,528
放課後等デイサービス	人/月	290	328	366	410	459	514
	人日/月	3,610	4,217	4,746	5,317	5,952	6,665
保育所等訪問支援	人/月	30	45	42	54	70	91
	人日/月	31	49	44	59	76	99
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	2	1	1	1	1
	人日/月	1	4	1	2	2	2
障害児相談支援	人/月	74	97	102	116	131	148

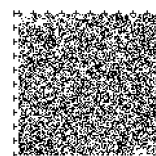
※各年度月平均実績（令和5年度のみ8月までの実績）

【見込み量の確保の方策】

- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援では、今後のサービス需要の増大に備え、引き続き幅広い事業者の参入を促進します。
- 医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所の確保を図ります。
- 居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援事業所への働きかけ等により、サービス提供体制の整備を促進します。



第4部 計画の推進体制



1 計画の広報・周知

(1) 市民・地域への周知・情報伝達

計画の推進にあたっては、市民や地域の理解促進が不可欠です。計画書概要版の配布やホームページでの公表等、様々な媒体を通じて本計画を広く市民に周知します。特に、障害や障害のある人に関する理解・啓発や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取組は、地域との連携や地域住民の主体的な取組が不可欠であることから、関係課との連携のもとで重点的な広報を行います。

(2) 障害のある人やその家族への周知・情報伝達

障害のある人への周知にあたっては、当事者や家族等の意見を取り入れながら、合理的配慮の視点を踏まえ、わかりやすい情報発信を行います。

2 計画の推進

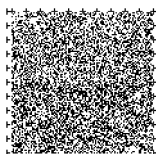
(1) 障害福祉サービス等の円滑な提供

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、事業所情報の広報を行います。

障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものは、県や西三河南部西圏域の市と共に連携して提供体制の充実に取り組みます。

(2) 庁内関係課との連携

計画を円滑に推進していくため、福祉総務課が中心となり、保健、医療等の福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくり等、障害者施策に関わる各分野との連携を図ります。



(3) 団体、事業者、その他専門機関等の関係機関との連携

障害者施策を総合的に推進するには、行政だけでなく地域や団体、事業所等様々な主体との連携が必要です。社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者、医療機関、企業、公共職業安定所等と協働の視点に立ち、それぞれの役割を明確にしながら連携強化を図ります。

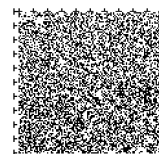
また、自立支援協議会や随時開催する各部会は各関係機関が一堂に会する場であるため、現状・課題の共有や、今後の取組の協議の場として機能するよう運営を行います。自立支援協議会の各部会では、就労支援、相談支援、障害児支援等の具体的な協議を行うとともに各種関係機関の有する情報やノウハウの共有化を図ることができるよう支援します。

(4) 国や県、近隣市町との連携

本計画は、国の法律、制度、県の方向性等を踏まえて策定しているため、国や県からの情報を随時収集し、内容を踏まえて障害者施策を推進します。また、専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合には、西三河南部西圏域の市をはじめ、近隣市や県との情報交換や連携を行い、対応に努めます。

(5) 国の動向に対応した見直し、変更点等の周知について

今後、国から障害者制度に関する改正等があった場合、その内容を踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。本計画の内容に変更が生じた場合、速やかに変更点を市民、サービス提供事業者、関係機関、団体等に周知します。



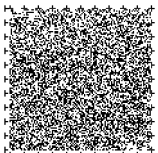
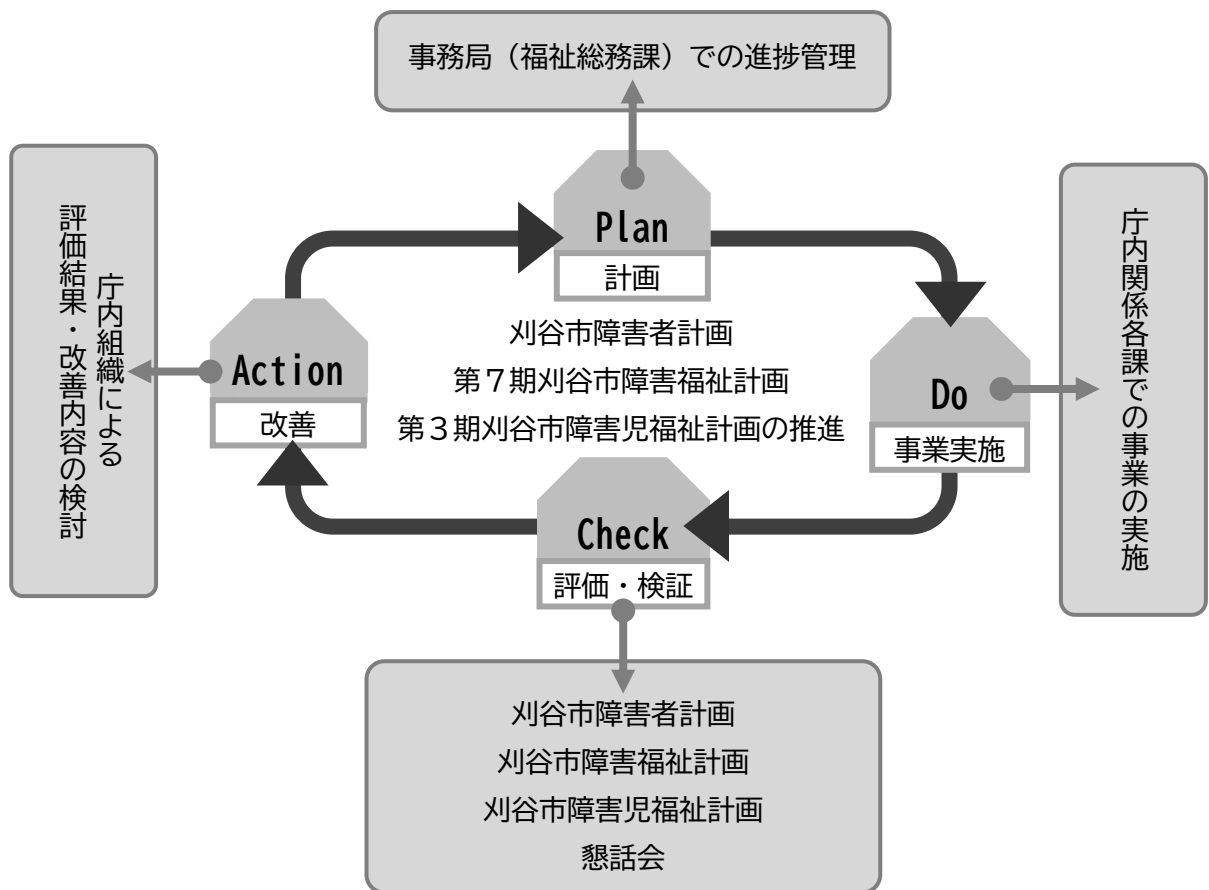
3 計画の進捗管理

(1) 計画の進捗管理手法について

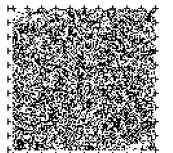
本計画を着実に実行していくため、第7期刈谷市障害福祉計画・第3期刈谷市障害児福祉計画の成果目標の達成状況をはじめとして、PDCAサイクルに基づいて毎年、進捗状況の定期的な確認を行います。その結果について、刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会に報告し、市民視点、当事者視点、専門的視点から進捗状況を評価した上で、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直し等を行います。

(2) 庁内の連携体制について

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課からなる推進組織を設置し、定期的な協議を行います。

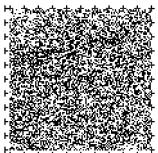


資料編



1 策定経過

年月日	内容
令和4年9月26日	令和4年度 第1回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会の開催
令和4年10月14日	令和4年度 第1回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会の開催
令和4年11月11日 ～11月30日	刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定に係る調査シートによる調査の実施
令和4年11月19日 ～12月9日	刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定に係るアンケート調査の実施
令和5年1月6日 ～1月17日	当事者団体、障害福祉サービス事業者に対する面談によるヒアリング調査の実施
令和5年2月15日	令和4年度 第2回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会の開催
令和5年3月24日	令和4年度 第2回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会の開催
令和5年6月14日	令和5年度 第1回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会の開催
令和5年7月14日 ～7月21日	庁内各課ヒアリングの実施
令和5年8月3日	令和5年度 第1回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会の開催
令和5年10月6日	令和5年度 第2回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会の開催
令和5年10月25日	令和5年度 第2回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会の開催
令和5年12月1日 ～令和6年1月4日	パブリックコメントの実施
令和6年1月11日	令和5年度 第3回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会の開催
令和6年1月23日	令和5年度 第3回刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会の開催



2 懇話会

(1) 懇話会設置要綱

刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会設置要綱
(設置)

第1条 刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉計画及び刈谷市障害児福祉計画に関し、市民の意見を反映させるため、刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉計画及び刈谷市障害児福祉計画の策定、推進及び見直しについて意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 各種団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、懇話会の会議の議長となり、議事を整理する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

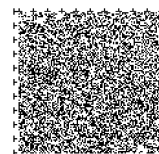
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

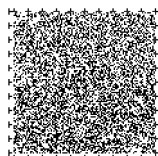


(2) 懇話会名簿

■令和4年度

(敬称略)

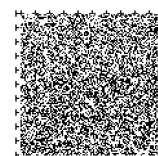
団体等名	役職名等	氏名	備考
愛知教育大学	名誉教授	都 築 繁 幸	会長
刈谷医師会	副会長	鈴 木 一 正	
刈谷市歯科医師会	副会長	加 藤 佳 典	
刈谷市薬剤師会	理事	福 島 恵 子	
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会	副会長	水 谷 さわ子	第1回
	副会長	中 野 カズヨ	第2回
刈谷市ボランティア連絡協議会	会長	富 田 宜 弘	
刈谷市社会福祉協議会	会長	杉 浦 芳 一	
社会福祉法人 観寿々会	施設長	橋 口 磨理子	
刈谷市障害者支援センター	所長	相 澤 道 子	
刈谷市身体障害者福祉協会	会長	石 川 恵美子	
刈谷市肢体不自由児・者父母の会	会長	藤 井 孝	
刈谷手をつなぐ育成会	会長	篠 原 真由美	
刈谷地域精神障害者家族会	会長	長 谷 川 宏	
刈谷地区心身障害児者を守る会	副会長	榎 島 はつき	
刈谷児童相談センター	主査	渡 邊 一 史	
衣浦東部保健所	健康支援課長	杉 原 孝 子	
刈谷公共職業安定所	就職促進指導官	志 水 みゆき	
刈谷市教育委員会	委員	鶴 田 英 孝	



■令和5年度

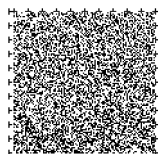
(敬称略)

団体等名	役職名等	氏名	備考
愛知教育大学	名誉教授	都 築 繁 幸	会長
刈谷医師会	副会長	鈴 木 一 正	
刈谷市歯科医師会	副会長	加 藤 佳 典	
刈谷市薬剤師会	理事	福 島 恵 子	
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会	副会長	中 野 カズヨ	
刈谷市ボランティア連絡協議会	顧問	富 田 宜 弘	
刈谷市社会福祉協議会	会長	杉 浦 芳 一	
社会福祉法人 観寿々会	施設長	橋 口 磨理子	
刈谷市障害者支援センター	所長	相 澤 道 子	
刈谷市身体障害者福祉協会	会長	石 川 恵美子	
刈谷市肢体不自由児・者父母の会	会長	藤 井 孝	
刈谷手をつなぐ育成会	会長	篠 原 真由美	
刈谷地域精神障害者家族会	会長	長 谷 川 宏	
刈谷地区心身障害児者を守る会	副会長	榎 島 はつき	
刈谷児童相談センター	主査	鈴 木 雄 二	
衣浦東部保健所	健康支援課長	杉 原 孝 子	
刈谷公共職業安定所	所長	飯 田 真由美	
刈谷市教育委員会	委員	鶴 田 英 孝	

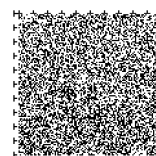


3 用語解説

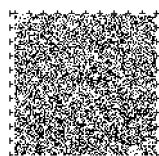
用語	内容
ICT（アイシーテ イー）	Information and Communication Technology の略。IT（情報技術）に、コミュニケーション（通信、意思疎通）の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有する技術のこと。
医療的ケア	人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為。
インクルーシブ教育	障害のあるなしを問わず、すべての子どもが共に学ぶことを理念とする教育のこと。
刈谷市障害者自立支 援協議会	相談支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として刈谷市が設置している協議会。
基幹相談支援センタ ー	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
強度行動障害	直接的な他害（かみつぎ、頭突き等）、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要な状態。
権利擁護	自らの意思を表示することが困難な知的障害のある人や認知症高齢者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
高次脳機能障害	けがや病気によって脳に損傷を負い、知的な機能に障害が出て日常生活や社会生活に支障を来す状態。
合理的配慮	障害者の権利に関する条約第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。
JIS規格（日本産業 規格）	産業標準化の促進を目的とする産業標準化法に基づき制定される任意の国家規格。
視覚障害者等の読書 環境の整備の推進に 関する法律（読書バリ アフリー法）	視覚障害や発達障害、肢体不自由等の障害により本が読みづらい人の読書環境の整備を推進することを目的とした法律。
磁気ループシステム	聴覚障害のある人が使用する補聴器を補助する放送設備のこと。
児童発達支援センタ ー	障害のある子どもを日々保護者のもとから通わせて、訓練や治療等の支援を提供することを目的とする施設。



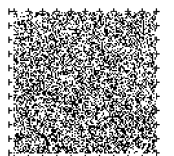
用語	内容
児童福祉法	昭和 22 年、すべての児童の健全育成と福祉を図るために制定された法律。18 歳未満の児童を対象とした福祉に関する制度や福祉の施設、事業等について定めており、障害のある子どもに対する「障害児通所支援」や「障害児入所支援」等について規定している。
社会的障壁	障害者基本法第 2 条において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されている。
重症心身障害	重度の知的障害と重度の肢体不自由とが重複した状態。
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。必要とされる支援の度合が低い側から区分 1～区分 6 の障害支援区分が定められている。
障害児通所支援	児童福祉法に基づく、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援を指す。
障害者基本法	障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本原則を定め、障害者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	障害のある人への虐待を発見した場合の通報義務や、市町村障害者虐待防止センターの設置等により障害のある人への虐待を防止し、障害のある人の権利擁護に資することを目的とした法律。
障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）	平成 18 年 12 月 13 日に国連総会で採択された。障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利を実現するための措置等を規定している。
障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）	均等な雇用機会及び待遇の確保や障害のある人がその能力を発揮することができるようにするための措置等を通じて、自立、職業の安定を図ることを目的とした法律。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）	障害のある人による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした法律。



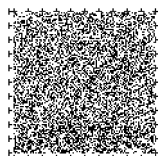
用語	内容
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした法律。
障害者就業・生活支援センター	障害のある人の職業生活における自立を図るために、就業及びそれに伴う日常生活または社会生活上の支援を必要とする障害のある人の職業の安定を図ることを目的とし、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	障害者基本法の理念にのっとり、障害のある人及び障害のある子どもが身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等による支援を総合的に行うことを目的とした法律。
障害福祉サービス	障害のある人の個々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる自立支援給付で、介護の支援を受ける介護給付や訓練の支援を受ける訓練等給付等がある。
身体障害者手帳	「身体障害者福祉法」に基づき、身体障害のある人に交付される手帳。障害の種類別に重度の側から1級～6級の等級が定められている。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣の影響を受けて発症する病気の総称。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害のある人に交付される手帳。重度の側から1級～3級の等級が定められている。
成年後見制度	契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、取り消すことができるようになるなど、知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。
地域生活支援拠点等	障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援等の機能をもつ場所や体制。主な機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりがある。
地域生活支援事業	障害福祉サービス等とは別に、障害者総合支援法の規定に基づいて障害のある人が自立して生活できるように地域の特性や本人の状況に応じて、市町村、都道府県が柔軟な形態により行う事業。



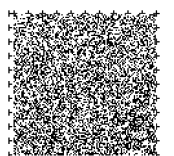
用語	内容
地域包括ケアシステム	住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスを日常生活の場で適切に提供できる体制。
通級指導教室	小中学校に通う障害のある児童生徒が、通常学級に在籍しながら、障害特性に合った個別の指導を受けるための教室。
特定保健指導	特定健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる人に対して実施される保健指導。
特別支援学級	障害の程度が比較的軽度の児童生徒を対象に、小中学校に障害の種別ごと（知的障害や情緒障害等）に置かれる少人数の学級。
特別支援学校	障害のある児童生徒を対象として、幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を行うとともに、自立を促すために必要な知識、技能を身に付けることを目的とする学校。
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
特別支援教育コーディネーター	特別支援教育の実施にあたり、学校に配置されるコーディネーター。学校内の関係者や関係機関との連絡・調整や、保護者に対する学校の窓口を担う。
内部障害	心臓機能障害、呼吸器機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害及び肝臓機能障害。
難病	原因不明で治療方法が確立されていないため、治療が極めて困難で長期間の療養を必要とする疾病。医療費が高額となるものや良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものについては、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成される。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
ノーマライゼーション	障害のある人と障害のない人が地域で同じように生活することを当然とする社会の考え方。
発達障害	脳機能の発達に関する障害。自閉症やアスペルガー症候群等の広汎性発達障害（社会性の発達・コミュニケーション能力に障害があるなど）、学習障害（聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものだけができないなど）、注意欠陥多動性障害（ADHD）（年齢相応の注意力や集中力が続かず、落ち着きがないなど）等が含まれる。



用語	内容
8050 問題	高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る経済的困窮や社会的孤立に起因する問題。
バリアフリー	生活環境において、高齢者や障害のある人が普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）を取り除くこと。
ピアカウンセリング	障害のある人等、同じような経験や悩みを持つ人が相談に応じることで、悩みをわかちあい、助言するカウンセリングの手法。
避難行動要支援者	要配慮者（高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人）のうち、災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保に特に支援を要する人。
ファミリー・サポート・センター	地域において、子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人が会員となり、子育ての相互援助活動を支援する事業。
福祉的就労	一般企業等で就労することが困難な障害のある人に、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、知識と能力の向上のために必要な訓練を行うこと。
ペアレントトレーニング	保護者や養育者を対象に子どもへの肯定的な働きかけを学び、関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家族支援のアプローチ。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた障害のある子どもを持つ親。同じような発達障害のある子どもを持つ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりする活動を行う。
保育カウンセラー	専門的な援助技術・知識を持ち、保育園や幼稚園等で障害のある子ども等への対応について専門的な相談業務を行う人。
放課後子ども教室	小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な人の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行う事業。
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に就学している児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。
法定雇用率	「障害者雇用促進法」によって定められた民間企業・国・地方公共団体が障害のある人を雇用すべき割合。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。



用語	内容
ユニバーサルデザイン	高齢者や障害のある人のみならず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。
要約筆記	聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝えること。
療育手帳	知的障害のある人に交付される手帳。重度の側からA～Cの判定が定められている。



刈谷市障害者計画

第7期刈谷市障害福祉計画・第3期刈谷市障害児福祉計画

発行 令和6年 3月

発行者 刈谷市 / 編集 福祉健康部福祉総務課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL : 0566-62-1208

FAX : 0566-24-3481

